

大妻女子大学短期大学部

目 次

I	認証評価結果	2-(2)-3
II	基準ごとの評価	2-(2)-4
	基準1 短期大学の目的	2-(2)-4
	基準2 教育研究組織（実施体制）	2-(2)-6
	基準3 教員及び教育支援者	2-(2)-8
	基準4 学生の受入	2-(2)-11
	基準5 教育内容及び方法	2-(2)-13
	基準6 教育の成果	2-(2)-18
	基準7 学生支援等	2-(2)-20
	基準8 施設・設備	2-(2)-24
	基準9 教育の質の向上及び改善のためのシステム	2-(2)-26
	基準10 財務	2-(2)-29
	基準11 管理運営	2-(2)-32
<参 考>		2-(2)-37
i	現況及び特徴（対象短期大学から提出された自己評価書から転載）	2-(2)-39
ii	目的（対象短期大学から提出された自己評価書から転載）	2-(2)-40
iii	自己評価の概要（対象短期大学から提出された自己評価書から転載）	2-(2)-42
iv	自己評価書等	2-(2)-49
v	自己評価書に添付された資料一覧	2-(2)-50

I 認証評価結果

大妻女子大学短期大学部は、大学評価・学位授与機構が定める短期大学評価基準を満たしている。

主な優れた点として、次のことが挙げられる。

- 学祖及び校主の著作やその生前の生活姿勢に接する機会を設けるなど、構成員に目的を周知する方策を積極的に進めている。
- アドミッション・ポリシーに沿った学生を確保するため、各学科・専攻の特色に応じた試験科目や選抜方法を実施しており、さらに、全学科において毎年入学定員以上の志願者があり、入学者も入学定員を満たしている状況が続いている。
- 平常の授業時間外の補講や少人数制の習熟度別クラス編成など、基礎学力不足の学生へのきめ細かな指導や配慮が行われている。
- キャリア支援講座、企業研究会、各種就職対策講座などを実施し、就職活動の支援体制の整備・充実を図っている。
- 独自の奨学金制度による学資の貸与、給付が行われている。
- 総合的な蓄積データのまとめとして、年報に準ずる『大妻学院沿革史』を毎年作成している。

主な改善を要する点として、次のことが挙げられる。

- シラバスの記述内容に精粗が見られるので、改善が望まれる。

Ⅱ 基準ごとの評価

基準 1 短期大学の目的

- 1-1 短期大学の目的（教育研究活動を行うに当たっての基本的な方針、達成しようとしている基本的な成果等）が明確に定められており、その内容が、学校教育法に規定された、短期大学一般に求められる目的に適合するものであること。
- 1-2 目的が、短期大学の構成員に周知されているとともに、社会に公表されていること。

【評価結果】

基準 1 を満たしている。

（評価結果の根拠・理由）

- 1-1-① 目的として、教育研究活動を行うに当たっての基本的な方針や、養成しようとする人材像を含めた、達成しようとする基本的な成果等が、明確に定められているか。

建学の理念と基本的な方針は、大妻学院寄附行為の前文に「この法人は、大妻良馬及び大妻コタカの夫妻が日本女子に対し廉恥報恩を基調とする徳操を涵養し、時代の進運に適応すべき学芸を授け、有為な社会人たらしめることを目的とする生前処分による寄付行為をもって設立した財団法人大妻学院の組織を変更し、その事業を継承するものである」と、また第3条に「教育基本法及び学校教育法に従い、女子に対し、恥を知り、広く恩に報いることを基本とする道徳心と時代の進歩にふさわしい学芸を授け、有為な社会人を育成することを目的とする」と定められている。

当該短期大学部の目的は、大妻女子大学短期大学部学則第1条に「女子に対し広く一般教育を施すと共に専門的な学芸を教授し、高い教養と職業および實際生活に必要な能力を有する人材を育成することを目的とする」と定められている。

校訓「恥を知れ」については、創立者大妻コタカが「これはあくまで自分に対して言うこと」と戒めていることが定着している。

創立者大妻コタカ、校主大妻良馬の精神は、その後も継承されて発展し、時代の求めに応じて設置されてきた各学科では、各分野の高度な知識と総合性を涵養し、家庭人としても職業人としても活躍できる新時代の社会人として、女性の視点を活かして豊かな社会づくりに参画する意欲と能力の養成を目指している。

これらのことから、目的が明確に定められていると判断する。

- 1-1-② 目的が、学校教育法第69条の2に規定された、短期大学一般に求められる目的から外れるものでないか。

学則第1条に「本短期大学部は女子に対し広く一般教育を施すと共に専門的な学芸を教授し、高い教養と職業及び實際生活に必要な能力を有する人材を育成することを目的とする」と定められており、学校教育法第69条の2に沿っている。

これらのことから、目的が学校教育法に規定された短期大学一般に求められる目的から外れるものでないとは判断する。

- 1-2-① 目的が、短期大学の構成員（教職員及び学生）に周知されているか。

目的は、学生には入学式、オリエンテーション、卒業式等の行事を通して伝達し、かつ目的に関連する

学長の所信や談話は、機会あるごとに大学ウェブサイトに掲載し、構成員や一般に公開し周知している。また、「学校法人大妻学院設立の目的」を記した銘板をキャンパスに設置するとともに、大妻コタカ記念会館において大妻コタカ、良馬の著作や大妻コタカの生前の生活姿勢に教職員や学生が接する機会が設けられている。また大妻コタカの著書『ごもくめし』のCDを教職員・学生に配布するなど、周知を図っている。

これらのことから、目的が短期大学の構成員に周知されていると判断する。

1-2-② 目的が、社会に広く公表されているか。

目的は、大学ウェブサイトで公表している。目的を記載した大学案内パンフレット『総合ガイド』及び『短期大学部ガイド』を作成し、全国の高等学校に配布し、教職員による主要高等学校 262 校への説明会でも周知している。オープンキャンパスや学生父母との懇親会などでも目的を説明し、在学生の父母には父母の会である「千鳥会」の会報で周知している。

これらのことから、目的が社会に広く公表されていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準1を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- 学祖及び校主の著作やその生前の生活姿勢に接する機会を設けるなど、構成員に目的を周知する方を積極的に進めている。

(注)

評価の観点等に用いている学校教育法の条項については、「学校教育法等の一部を改正する法律（平成 19 年法律第 96 号、施行日：平成 19 年 12 月 26 日）」施行に伴い、学校教育法第 69 条の 2 は第 108 条になった。

しかしながら、本評価結果においては、短期大学の自己評価書の提出日が「学校教育法等の一部を改正する法律」の施行日以前であり、また自己評価書と評価結果の整合性を図るため、改正前の条項を用いている。

基準 2 教育研究組織（実施体制）

2-1 短期大学の教育研究に係る基本的な組織構成（学科、専攻科及びその他の組織並びに教養教育の実施体制）が、短期大学の目的に照らして適切なものであること。

2-2 教育活動を展開する上で必要な運営体制が適切に整備され、機能していること。

【評価結果】

基準 2 を満たしている。

（評価結果の根拠・理由）

2-1-① 学科の構成が、教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

当該短期大学は、「現代社会が大きく変化している現実を見据え、新時代にしっかりと対応できる能力や知識・技能を身につけ、時代や環境に流されない自立心あふれる人材の育成」という目的に沿って、家政科（家政専攻・食物栄養専攻）・国文科・英文科の3学科で構成されている。

また、各学科及び専攻において人材育成の目的を設定している。家政科家政専攻は、現代社会に即応できる幅広い知識や専門的・実践的知識および技術や応用力を身につけることで教養を高めるとともに、生活マナーの実践を通して、知性豊かな大妻の気質を育むことが出来る人材を育てることである。家政科食物栄養専攻は、食と栄養の専門家である栄養士の育成を目的とし、食や健康に関わる知識と技術を身につけ、健康づくりに貢献できる専門的知識を持った人材を育てることである。国文科は、現代を生きる上で必要な情報を自分の力で獲得し、それを論理的に分析できる能力、確かな日本語能力を身につけるとともに、人間の生き方を学び、人間性豊かな社会人として国際化する現代社会で活躍できる人材を育てることである。英文科は、英語による表現能力を高め、英米を始めとした世界の文化に深い関心を持って日本の将来を考え、自分の主張を組み立て、それを英語を通して、21世紀の世界に向かって発信していける人材を育てることである。

これらのことから、学科の構成が目的を達成する上で適切なものとなっていると判断する。

2-1-② 教養教育が適切に行えるような仕組みが整備され、機能しているか。

教養教育の円滑な実施を図るために教養教育委員会を設置し、教務委員会及び併設大学を含む全学教養教育委員会と連携をとりながら運営している。

教養教育委員会は教授会規則により定められた教養教育委員会規程に基づいて組織され、教務委員長と各学科から選出された委員により構成されている。平成18年度は7回の委員会を開き、教養教育に関する検討・審議を行っている。

これらのことから、教養教育が適切に行えるような仕組みが整備され、機能していると判断する。

2-1-③ 専攻科を設置している場合には、その構成が教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

該当なし

2-1-④ 別科を設置している場合には、その構成が教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

該当なし

2-1-⑤ 全学的なセンター等を設置している場合には、その構成が教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

全学的なセンターとして、併設大学と共用であるが情報メディアセンター及び生活科学資料館を学則に基づき設置しており、教育研究に貢献している。

情報メディアセンターは、学習支援部門、教材制作部門、計算機部門で構成され、全学情報メディアセンター規程に従って運営されている。同センターは視聴覚機器・メディアを利用する授業・自主学習等の全学的な情報処理教育の支援、教員の教材作成にも対応している。

生活科学資料館は、全学生生活科学資料館規程に従って運営されている。資料の保存、特別展のほか、収集した資料の研究及びその成果の発表をするなどしている。

これらのことから、全学的なセンター等の構成が目的を達成する上で適切なものとなっていると判断する。

2-2-① 教授会等が、教育活動に係る重要事項を審議するための必要な活動を行っているか。

学則に基づき教授会を設置し、専任の教授、准教授、助教及び講師により、教育研究活動に係る重要事項を審議している。教授会には構成員のほか、学長及び副学長も陪席し、併設大学の各学部教授会との意思疎通の円滑化が図られている。教授会は教授会規則に基づき月1回開催し、教務委員会、入試委員会、学生委員会、FD委員会のほか、各種委員会からの報告が随時行われ、教育活動状況の共有化を図っている。平成18年度は定例教授会を10回開催し、教育活動に係る重要事項の審議を行っている。

これらのことから、教授会等が必要な活動を行っているとは判断する。

2-2-② 教育課程や教育方法等を検討する教務委員会等の組織が、適切な構成となっているか。また、必要な回数の会議を開催し、実質的な検討が行われているか。

教務全般に関する検討を行う教務委員会を設置し、各学科から選出された委員（家政科3人、国文科2人、英文科2人）によって運営している。教務委員会は原則月1回開催し、履修から進級、卒業に関する事項を始め、教務事項全般を審議し、その結果は教授会において審議又は報告されている。

教務委員会のほか、併設大学の各学部教務委員長等が委員となる全学教務委員会を設け、教養教育及び専門教育の基本方針、カリキュラム及び時間割の検討・立案、学部・学科・専攻等にわたる単位互換、学部間兼任の立案・調整、その他全学教務に関する事項を審議している。平成18年度には年間授業期間、GPA（Grade Point Average）制度、科目の半期化、ウェブによるシラバス作成と履修登録の導入等、全学に係る教育課程及び教育方法等の検討を行っている。

これらのことから、教育課程や教育方法等を検討する組織が適切な構成となっており、実質的な検討が行われていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準2を満たしている。」と判断する。

基準3 教員及び教育支援者

- 3-1 教育課程を遂行するために必要な教員が適切に配置されていること。
- 3-2 教員の採用及び昇格等に当たって、適切な基準が定められ、それに従い適切な運用がなされていること。
- 3-3 教育の目的を達成するための基礎となる研究活動が行われていること。
- 3-4 教育課程を遂行するために必要な教育支援者が適切に配置されていること。

【評価結果】

基準3を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

3-1-① 教員組織編制のための基本的方針を有しており、それに基づいた教員組織編制がなされているか。

教員組織編制は、法令に準拠し、教育効果実現のために、カリキュラム構成に合わせた最適な人材の任用と配置を決める「カリキュラム本位」に行うことを基本方針としている。各学科とも、基幹の科目は専任の教授、准教授、助教、講師が担当し、必要に応じ非常勤講師を配置している。

これらのことから、教員組織編制のための基本的方針を有しており、それに基づいた教員組織編制がなされていると判断する。

3-1-② 教育課程を遂行するために必要な教員が確保されているか。

各学科・専攻の教育方針に則り、カリキュラムを遂行する上で適正な専門的知識と能力を備えた専任教員を確保するとともに、多くの非常勤講師を委嘱して教育内容の充実を図っている。

学生定員1,400人に対し、教養科目では62人（常勤8人、非常勤54人）の教員が延べ178コマの授業を実施し、専門科目では、135人（常勤32人（うち1人海外研修中）、非常勤104人）の教員が延べ731コマの授業を実施している。また、家政科家政専攻に5人、家政科食物栄養専攻に6人助手を配置し、実験・実習の補助をしている。

これらのことから、教育課程を遂行するために必要な教員が確保されていると判断する。

3-1-③ 各学科に必要な専任教員が確保されているか。

各学科の専任教員数は、次のとおりとなっている。

- ・ 家政科：15人（うち教授9人）
- ・ 国文科：8人（うち教授5人）
- ・ 英文科：9人（うち教授8人）

教育の質を確保するため約69%が教授である。

このことから、必要な専任教員が確保されていると判断する。

3-1-④ 短期大学の目的に応じて、教員組織の活動をより活性化するための適切な措置（例えば、年齢及び性別のバランスへの配慮、外国人教員の確保、任期制や公募制の導入等が考えられる。）が講じられているか。

全教員における年齢構成は、51～60歳が10人と31.3%を占め、中核を成している。71歳以上が4人（12.5%）で40歳以下が2人（6.3%）であり、年齢分布の偏りなど、今後の人員バランスの方策を検討

している。

女性教員の割合は53.1%と、平成18年度学校基本調査の平均（47.5%）を上回っている。

また、公募制・任期制の導入、外国人専任教員（1人）の確保、国内・国外研修及び学術奨励の支援状況から見て、教員組織の活動の活性化が図られている。

これらのことから、教員組織の活動をより活性化するための適切な措置が講じられていると判断する。

3-2-① 教員の採用基準や昇格基準等が明確かつ適切に定められ、適切に運用がなされているか。特に、教育上の指導能力の評価が行われているか。

教員の採用基準や昇格基準については、教員の採用及び昇任に関する選考基準があり、公募採用については、教員の採用及び昇任の選考に関する手続（内規）によって実施されている。

採用・昇任の審査に際して、書類及び面接でそれまでの教育上の経歴及び教育に対する見解を確認し、教育上の指導能力の評価を行っている。

また、昇任に際しては、各学科及び人事委員会での審査において、それまでの研究業績に加えて教育上の経歴確認等を行っている。

これらのことから、教員の採用基準や昇格基準等が明確かつ適切に定められ、適切に運用がなされていると判断する。

3-2-② 教員の教育活動に関する定期的な評価が行われているか。また、その結果把握された事項に対して適切な取組がなされているか。

教員の教育活動に関する定期的な評価については、FD委員会が平成15年度から学生による授業評価を実施している。授業評価は、専任教員及び非常勤講師の全員を対象として実施し、その結果を担当教員にフィードバックするとともに、『FD活動報告書』にまとめ、教員室・図書館に架蔵し公開している。また、授業評価結果に対する担当教員の見解を「教員に対するアンケート」として求めている。教員のアンケート回収率は5割程度だが、その多くには、今後の授業改善の資料としたい旨の表明が記述されている。

これらのことから、教員の教育活動に関する定期的な評価が行われており、その結果把握された事項に対して適切な取組がなされていると判断する。

3-3-① 教育の目的を達成するための基礎として、教育内容等と関連する研究活動が行われているか。

主な教員7人の研究活動と担当科目との関連を示す一覧表によると、教育課程、教育内容に結びつく研究活動が行われていることが分かる。なお今後、教育目的を達成するための基礎となる教育上の課題を明確化し、その達成に向けたチーム研究等の取組を充実させることが期待される。

これらのことから、教育内容等と関連する研究活動が行われていると判断する。

3-4-① 短期大学において編成された教育課程を展開するのに必要な事務職員、技術職員等の教育支援者が適切に配置されているか。

大妻学院の事務組織及び事務分掌規程に基づき、教育・学生支援センターに24人、キャリア支援センターに15人、情報メディアセンターに10人、図書館に15人の事務職員等が配置されている。

これらのことから、必要な事務職員、技術職員等の教育支援者が適切に配置されていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準3を満たしている。」と判断する。

基準 4 学生の受入

- 4-1 教育の目的に沿って、求める学生像や入学者選抜の基本方針が記載された入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）が明確に定められ、公表、周知されていること。
- 4-2 入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）に沿って適切な学生の受入が実施され、機能していること。
- 4-3 実入学者数が、入学定員と比較して適正な数となっていること。

【評価結果】

基準 4 を満たしている。

（評価結果の根拠・理由）

- 4-1-① 教育の目的に沿って、求める学生像や入学者選抜の基本方針等が記載された入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）が明確に定められ、公表、周知されているか。

当該短期大学部の教育理念のもと、家政科・国文科・英文科にそれぞれ教育理念を定めており、それに基づき各学科・専攻のアドミッション・ポリシー（求める人材像）を定めている。

各学科・専攻のアドミッション・ポリシーは、『総合ガイド』や『短期大学部ガイド』に記載され、全国高等学校(155校)、オープンキャンパスの来場者(延べ10,427人)、専任教職員に配布している。配布部数は47,215部に及び、大学ウェブサイトにも掲載し、学内外に公表し周知を図っている。

これらのことから、入学者受入方針が明確に定められ、公表、周知されていると判断する。

- 4-2-① 入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）に沿って適切な学生の受入方法が採用されており、実質的に機能しているか。

AO入試、公募推薦入試、同窓生子女推薦入試、指定校推薦入試、一般入試A方式、一般入試B方式（大学入試センター試験利用）を実施している。

アドミッション・ポリシーに沿った学生を確保するために、各学科・専攻が、その特色に応じた試験科目や選抜方法を実施している。また、各入試における面接では「アドミッション・ポリシーに基づいた面接における評価項目」を設定し、アドミッション・ポリシーに即した入学者選抜を実施している。

これらのことから、入学者受入方針に沿って適切な学生の受入方法が採用されており、実質的に機能していると判断する。

- 4-2-② 入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）において、留学生、社会人の受入等に関する基本方針を示している場合には、これに応じた適切な対応が講じられているか。

該当なし

- 4-2-③ 実際の入学者選抜が適切な実施体制により、公正に実施されているか。

全学入学者選抜施策委員会において、募集方針や入試制度、入学者選抜実施体制の基本的方針について検討を行っている。そこで決定された方針に沿って、教授会規則に基づき設置された入試委員会において、各種委員会内規により各学科から選出された委員が各学科の意向を集約しながら入学者選抜の実施に関わる具体的事項の審議を行っている。

具体的な入試実施体制は、入試委員会、大学入試センター試験実施委員会及びアドミッションオフィスを中心に実施されている。書類審査方法や当日の役務（面接・試験監督・誘導等）は、その実施方法がマニュアル化されており、一般入試や推薦入試など規模が大きく複雑な入試の実施に際しては、事前に説明会を開催している。さらに、公正な選抜を行うため、一般入試の作問では、作問者とは別に査読者を設け出題ミスの防止を図り、面接は複数人により実施するなどの体制をとっている。入学者選抜のための判定委員会は、短期大学部長を委員長とし、各学科・専攻から選出された委員で構成されるが、副学長、常任理事、事務局長、アドミッションオフィス部長が陪席し、合否判定の公正さを担保している。

これらのことから、入学者選抜が適切な実施体制により、公正に実施されていると判断する。

4-2-④ 入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）に沿った学生の受入が実際に行われているかどうかを検証するための取組が行われており、その結果を入学者選抜の改善に役立てているか。

様々な入試結果の集計や入学後の成績追跡調査の結果等をもとに、各学科や入試委員会、教授会、全学入学者選抜施策委員会等において、出願資格や入試方法等を検討し、改善策が実行に移されている。

具体的には、平成 18 年度入試から、AO入試において、出願資格を明確にし、アドミッション・ポリシーに即した選抜を行う目的から、出願資格を改定すると同時に学科・専攻ごとに「選考において重視する項目」を設けた。また、多様な入試方法で基礎学力の把握が困難になった状況を踏まえ、家政科食物栄養専攻における推薦入試の出願資格において「化学Ⅰ及び生物Ⅰを履修している者」などとするなど、改善が図られた。

これらのことから、入学者受入方針に沿った学生の受入が実際に行われているかどうかを検証するための取組が行われており、その結果を入学者選抜の改善に役立てていると判断する。

4-3-① 実入学者数が、入学定員を大幅に超える、又は大幅に下回る状況になっていないか。また、その場合には、これを改善するための取組が行われるなど、入学定員と実入学者数との関係の適正化が図られているか。

当該短期大学における平成 15 年度～19 年度の 5 年間の入学定員に対する実入学者数の比率の平均は、次のとおりとなっている。

〔短期大学士課程〕

- ・ 家政科：1.12 倍
- ・ 国文科：1.14 倍
- ・ 英文科：1.18 倍

全学科において毎年入学定員以上の志願者があり、入学者も入学定員を満たしている状況が続いている。これらのことから、入学定員と実入学者数との関係が適正であると判断する。

以上の内容を総合し、「基準 4 を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- アドミッション・ポリシーに沿った学生を確保するため、各学科・専攻の特色に応じた試験科目や選抜方法を実施しており、さらに、全学科において毎年入学定員以上の志願者があり、入学者も入学定員を満たしている状況が続いている。

基準 5 教育内容及び方法

(短期大学士課程)

- 5-1 教育課程が教育の目的に照らして体系的に編成されており、その内容、水準、授与される学位名において適切であること。
- 5-2 教育課程を展開するにふさわしい授業形態、学習指導法等が整備されていること。
- 5-3 成績評価や単位認定、卒業認定が適切であり、有効なものとなっていること。

(専攻科課程)

- 5-4 教育課程が教育の目的に照らして体系的に編成されており、その内容、水準が適切であること。
- 5-5 教育課程を展開するにふさわしい授業形態、学習指導法等が整備されていること。
- 5-6 研究指導が教育の目的に照らして適切に行われていること。
- 5-7 成績評価や単位認定、修了認定が適切であり、有効なものとなっていること。

【評価結果】**基準 5 を満たしている。****(評価結果の根拠・理由)**

<短期大学士課程>

- 5-1-① 教育の目的や授与される学位に照らして、授業科目が適切に配置され（例えば、教養教育及び専門教育のバランス、必修科目、選択科目等の配当等が考えられる。）、教育課程が体系的に編成されているか。

学則に則り、教養科目と専門科目を適切に配置し、教育課程を体系的に編成している。

教養科目は幅広い教養と豊かな人間性を備え、現代社会の中での確かな判断力をもって行動できる資質を養うことを目的とし、「思想・芸術」、「国際社会」、「人間と社会」、「自然の理解」、「情報処理」、「外国語」「体育・スポーツ」の7つの区分を設定し、各区分に原則として専任教員が担当する科目を設置し、その目的・性格に照らして適正な科目配当が行われている。専門科目は、それぞれの学科・専攻の教育理念を達成するため、諸課程科目はその目的に応じて資格取得に必要な科目を設けている。家政科家政専攻では、生活全般について総合的に研究し、積極的な社会参加を通じて、その変動に対し柔軟に対応できる個性豊かな女性を育成することを目的としていることから、家政学のコア科目である衣・食・住・保育の科目を必修とし、実学的成果が得られる実験・実習を多く設定している。食物栄養専攻は栄養士養成課程であり、厚生労働省が栄養士法施行規則で定めた教育内容に沿って展開している。国文科では、高い知性と豊かな情操を養い、明るく聡明な女性を育てることを目的とし、日本の言語・文学・文化を通じて、現代を理解し、現代に生きる力を養うために、1年次の必修科目「日本文学・文化講義」を始め、多種多様な専門科目を設定している。英文科の教育目的は、①英語力を短期間で、目に見える形でつけさせる ②国際的知識・教養を身につけて自分で考え判断できる人間を育てる ③知識に育まれた価値基準を持ち、国際社会に意見を発信し、貢献できる人間を育てることとしており、教育目的の達成のため、語学教育における基礎科目と研究科目を設置し、その関連において関連科目を設定している。

教養科目、専門科目及び諸課程科目とも、それぞれの学科・専攻の目的に応じて、講義、演習、実習・実験・実技等の科目、必修科目、選択必修科目及び選択科目を設置している。

これらのことから、授業科目が適切に配置され、教育課程が体系的に編成されていると判断する。

5-1-② 授業の内容が、全体として教育課程の編成の趣旨に沿ったものになっているか。

家政科家政専攻には、被服系科目に衣料管理士の資格を取得するために必要な理論、演習・実習等の科目が用意されている。家政専攻には、食物系科目も設定され、学生一人一人が正しい栄養の知識に基づいた適切な食生活を営むことができるように「食生活論」を必修科目としている。また、保育・健康系科目を設定し、家政学の根幹の1つである保育学を通して人間について考えることを根本に据え、人間関係の基礎を培う内容になっている。

家政科食物栄養専攻では、栄養士として食に関する知識と技術を身につけ、健康づくりに貢献できる人材を育成するための専門教育が展開されている。

国文科では、日本語学・日本文学・中国文学・日本文化の4本の柱による教育体系を基本カリキュラムとしている。伝統的な国文学にとどまらず、近・現代文学への理解を通して時代を考え、さまざまな現代文化の様態にふれることで、生きている今を理解することが、国文科の教育目標であり、各年次における標準履修単位数を設定している。

英文科では、2年間で英語による表現力を高め、英米を始めとした世界の文化に関心をもつことを教育目標とし、英語力の向上のため、1クラス24人程度のクラスを習熟度別に分け、段階に応じた教育を実践している。

また、教育理念「女性の自立する力の育成」に基づく授業の例として、教養科目「現代に生きる倫理」、家政科専門科目「健康管理論」、国文科専門科目「女性のための仕事論」、英文科専門科目「英米女性史」等がある。

これらのことから、授業の内容が、全体として教育課程の編成の趣旨に沿ったものになっていると判断する。

5-1-③ 授業の内容が、全体として教育の目的を達成するための基礎となる研究の成果を反映したものとなっているか。

シラバスに最新の資料や学生が研究動向等を把握するのに必要な参考文献等を提示して、学生に学会や社会の動向を伝達するよう努めている。

これらのことから、授業の内容が、全体として研究の成果を反映したものになっていると判断する。

5-1-④ 学生の多様なニーズ、学術の発展動向、社会からの要請等に対応した教育課程の編成（例えば、他学科の授業科目の履修、他短期大学との単位互換、インターンシップによる単位認定、補充教育の実施、専攻科教育との連携等が考えられる。）に配慮しているか。

学生の多様なニーズや学術研究の動向に対応するため、併設大学との単位互換、他学科履修、短期海外留学及び海外研修プログラムによる単位認定及び大学以外の教育施設等における学修に対する単位認定等を実施している。

他学科科目の履修は、家政科、国文科、英文科の学科教育の特色を活かした科目を自由科目として設定し、他学科学生の履修を認め、それぞれ履修単位を卒業に必要な単位数に算入できる制度を設定し運用している。

課外講習として、「パソコン講習」、「課外英語力強化プログラム」を設けて、関連する授業の学修に役立つように補完している。また、キャリア支援センターにおいて、インターンシップを企画・実施してお

り、平成 18 年度には 3 人の学生が実施している。

これらのことから、学生の多様なニーズ、学術の発展動向、社会からの要請等に対応した教育課程の編成に配慮していると判断する。

5-1-⑤ 単位の実質化への配慮がなされているか。

授業時間数については、短期大学設置基準に従い、学年暦で定期試験以外に半期 15 週を確保し、さらに厚生労働省関係の授業では法律で定められた授業時間を確保している。

過剰な履修登録や単位不足を未然に防ぎ、単位を充実したものとして計画的に修得できるように、各学科・専攻で各年次の履修登録単位数の上限を設定し、標準履修単位数を示している。また、平成 19 年度入学生から GPA 制度を導入し実施している。これによって、クラス指導主任制を活用した個々の学生の学習指導に役立てる取組がはじまっている。

これらのことから、単位の実質化への配慮がなされていると判断する。

5-1-⑥ 夜間において授業を実施している課程（第二部や昼夜開講制（夜間主コース））を有している場合には、その課程に在籍する学生に配慮した適切な時間割の設定等がなされているか。

該当なし

5-2-① 教育の目的に照らして、講義、演習、実験、実習等の授業形態の組合せ・バランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法の工夫がなされているか。（例えば、少人数授業、対話・討論型授業、フィールド型授業、多様なメディアを高度に利用した授業、情報機器の活用等が考えられる。）

開講科目における授業形態のバランスは、講義科目が約 65%、演習科目が約 28%、実験・実習・実技科目が約 8%で、各学科のカリキュラムの状況に応じて適切に配置している。

家政科では、専門職としての基礎能力を習得させるために講義、演習、実験・実習を段階的に編成している。実験・実習は、少人数グループ編成で行われ、助手が授業に加わるなど、実技能力が身に付くよう配慮されている。「家政特別講義」では、家政専攻の教員全員が携わるオムニバス方式の形態がとられている。

国文科では、文学教育のみでなく現代日本文化の理解を目的とするそれぞれの文化科目を設定し、「卒業研究」いわゆるゼミは、20 人を目安とする少人数授業であり、演習科目では対話・討論型授業を実施している。

英文科では、英語力を伸ばすために少人数の習熟度別クラスを編成し、知識・教養を身に付けるために講義科目「レクチャーⅠ～Ⅴ」及び演習科目「セミナーⅠ～Ⅵ」、国際社会で意見を発信するために「卒研セミナー」及び「英語Ⅰ」を開講し、少人数授業、対話・討論型授業を実施している。

また、多人数の講義授業においては、学生のニーズに対応した DVD やビデオ等の視聴覚教材を用いたり、パソコンによる授業を実施する等、情報機器が活用されている。

これらのことから、授業形態の組合せ・バランスが適切であり、教育内容に応じた適切な学習指導法の工夫がなされていると判断する。

5-2-② 教育課程の編成の趣旨に沿って適切なシラバスが作成され、活用されているか。

シラバスには、授業科目名、単位数、対象学年、担当教員名といったカリキュラム上の基礎情報のほか

に、「授業のねらい」、「授業内容とスケジュール」、「評価の方法」、「教科書・参考書」、「その他（注意事項等）」の各項目が1ページにまとめられているが、記述内容に精粗が見られる。

シラバスは、冊子にまとめられ、全学生に配布されているほか、ウェブシステムにより、学内外からインターネットでその内容や、授業の進行状況、教員からの指示を確認することができる。

学生による授業評価では、シラバスが授業科目選択のための判断材料となったか、実際の授業内容とシラバスの記載内容とが合致していたかを問う項目があり、その結果、シラバスが学生に活用されていることが窺える。

これらのことから、教育課程の編成の趣旨に沿って、おおむね適切なシラバスが作成され、活用されていると判断する。

5-2-③ 自主学習への配慮、基礎学力不足の学生への配慮等が組織的に行われているか。

全教員のオフィスアワーを設定し、自主学習の援助、基礎学力不足の学生への助言等が行われている。

特に基礎学力不足の学生に対しては、平常の授業時間外にも補講を行うなど、学生間の学力水準の均一化に努めている。担当授業で基礎学力不足の学生が認められれば、教員相互で連絡し、連携して早期のうちに支援が行われるように努めている。また、欠席の多い学生については、授業担当者は「欠席の多い学生（連絡用メモ）」を教育支援グループに提出し、その情報はクラス指導主任に報告され、個別指導を行っている。

具体的には、家政科では、衣料管理士、フードスペシャリスト、栄養士の資格取得を目指す学生に、基礎学力及び専門的知識が身につくように授業以外に集中講義などの学習支援を実施しており、国文科では、漢字能力養成を目的として、年2回統一漢字テストを実施した後、日本漢字能力検定協会の漢字検定を受検する制度があり、英文科では、基礎科目及び英語Ⅰを少人数制の習熟度別クラス編成にして、基礎学力不足の学生へ対応など、きめ細かな指導が行われている。その他、補完教育として、課外英語力強化プログラムと課外パソコン講習を実施している。

これらのことから、自主学習への配慮、基礎学力不足の学生への配慮等が組織的に行われていると判断する。

5-2-④ 通信教育を行う課程を置いている場合には、印刷教材等による授業（添削等による指導を含む。）、放送授業、面接授業（スクーリングを含む。）若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、適切な指導が行われているか。

該当なし

5-3-① 教育の目的に応じた成績評価基準や卒業認定基準が組織として策定され、学生に周知されているか。

成績評価基準は、学則及び試験に関する内規で、卒業認定基準は学則で規定し、『履修ガイド』で説明し学生に周知している。

『履修ガイド』は新生にも分かるように授業科目や履修登録の方法・成績・卒業要件等について詳しく説明し、Q&A方式で初歩的な疑問にも対応できるよう作成している。また、各学科の教務ガイダンスで、教務委員等から説明を行い、履修登録手順とともに学業成績や卒業要件について周知している。

各授業の成績評価方法は、冊子及びウェブシラバスに授業形態の特性に従った評価の方法を明示し、学生に周知している。

これらのことから、成績評価基準や卒業認定基準が組織として策定され、学生に周知されていると判断する。

5-3-② 成績評価基準や卒業認定基準に従って、成績評価、単位認定、卒業認定が適切に実施されているか。

各授業担当者は、学則等に従って成績評価を行っている。また、複数教員が担当する科目については、教員間の協議によって成績評価が行われている。まず、「それぞれの授業の出席がその授業日数の3分の2に達していない場合は、その科目の評価を受ける資格を失い、単位が修得できなくなる」など、単位修得要件等は『履修ガイド』に明記し、学生に周知している。成績評価は、「S」「A」「B」「C」及び「D」の5段階評価で行う。多くの科目においては定期試験の成績、レポート課題や中間試験等の平常の成績、出席状況により総合的に評価されているが、演習や制作に関わる科目では日常学習や提出物・作品による評価が加味されている。

全ての成績は、教育支援グループにおいて学籍簿に転記され、単位認定、卒業認定については、教務委員会で個人別の審議を行い、教授会で最終判定を実施している。

これらのことから、成績評価、単位認定、卒業認定が適切に実施されていると判断する。

5-3-③ 成績評価等の正確さを担保するための措置が講じられているか。

成績評価の公平性については、教育支援グループでまとめた学科別成績評価等の資料により、同一科目の担当者間やFD委員会で協議されている。

学生から成績評価に関して異議申立てがあった場合には、成績確認申込書に必要事項を記入し、成績評価を行った担当教員が事実確認を行い、対処している。

これらのことから、成績評価等の正確さを担保するための措置が講じられていると判断する。

<専攻科課程>

該当なし

以上の内容を総合し、「基準5を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- 単位の実質化を目指し、定期試験以外に授業時間を半期15週確保している。
- 平常の授業時間外の補講や少人数制の習熟度別クラス編成など、基礎学力不足の学生へのきめ細かな指導や配慮が行われている。

【改善を要する点】

- シラバスの記述内容に精粗が見られるので、改善が望まれる。

基準6 教育の成果

6-1 教育の目的において意図している、学生が身に付ける学力、資質・能力や養成しようとする人材像等に照らして、教育の成果や効果が上がっていること。

【評価結果】

基準6を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

6-1-① 短期大学として、その目的に沿った形で、教養教育、専門教育等において、課程に応じて、学生が身に付ける学力、資質・能力や養成しようとする人材像等についての方針が明らかにされており、その達成状況を検証・評価するための適切な取組が行われているか。

それぞれの学科・専攻に応じて、学生が身に付ける学力、資質・能力や養成しようとする人材像等についての方針を、『総合ガイド』、『短期大学部ガイド』、大学ウェブサイト等で公表している。また、『履修ガイド』にも掲載し、学生にも周知している。

学生が身に付ける学力、資質・能力や養成しようとする人材像等について、その達成状況を検証・評価するための取組として、学生による授業評価や卒業時の満足度調査を実施し、その結果を『FD活動報告書』にまとめ、2年間の教育の成果の達成状況を検証・評価している。

これらのことから、学生が身に付ける学力、資質・能力や養成しようとする人材像等についての方針が明らかにされており、その達成状況を検証・評価するための適切な取組が行われていると判断する。

6-1-② 各学年や卒業（修了）時等において学生が身に付ける学力や資質・能力について、単位修得、進級、卒業（修了）の状況、資格取得の状況等から、あるいは卒業研究、卒業制作等を課している場合には、その内容・水準から判断して、教育の成果や効果が上がっているか。

入学した学生が卒業する割合（卒業率）は、平成17年度は93.0%、平成18年度は94.0%である。

また、学科の教育内容に関連した資格取得率もほぼ90%以上と高い取得率である。平成18年度において、衣料管理士は受験者61人全員が合格、フードスペシャリストは受験者70人に対し64人が合格し、合格率91.4%であった。家政科食物栄養専攻は、平成18年度において、卒業予定者201人に対し197人が卒業し、その全員が栄養士の免許を取得した。図書館司書資格は、家政科家政専攻、国文科、英文科で取得可能であり、平成18年度において、履修者58人に対し、53人が図書館司書資格を取得し、取得率は91.4%であった。

これらのことから、教育の成果や効果が上がっていると判断する。

6-1-③ 授業評価等、学生からの意見聴取の結果から判断して、教育の成果や効果が上がっているか。

学生による授業評価において、「教員の授業の進め方」、「授業科目の内容」、「授業への学生自身の取り組み」及び「総合評価」等を5段階評価した結果、短期大学部全体で平成17年度は3.93、18年度後期においては、3.96と一定の評価が見られる。

これらのことから、教育の成果や効果が上がっていると判断する。

6-1-④ 教育の目的で意図している養成しようとする人材像等について、就職や進学といった卒業（修了）後の進路の状況等の実績や成果について定量的な面も含めて判断して、教育の成果や効果が上がっているか。

就職決定者は、希望者に対して、平成 17 年度 93.3%、平成 18 年度 92.6%であり、それぞれ全国平均とほぼ同様の決定率となっている。就職先は多種多様であるが、教育の成果と伝統を活かし、優良企業等に就職している卒業生が多い。また、四年制大学への編入及び専門学校への進学は、平成 17 年度は 99 人で卒業生の 12.2%、平成 18 年度は 96 人で卒業生の 12.7%であり、短期大学部を卒業後、さらなる高等教育や幅広い技術修得へと向かっている。

これらのことから、教育の成果や効果が上がっていると判断する。

6-1-⑤ 卒業（修了）生や、就職先等の関係者からの意見聴取の結果から判断して、教育の成果や効果が上がっているか。

大妻コタカ記念会（同窓会）で実施した卒業生による大学評価アンケート結果によると、短期大学部における「母校で学んだことや体験したことの実社会での役立ち度」は、5段階で教養科目は 3.59、専門科目では 3.67 と評価されている。

一方、「取得した資格」の平均は 2.92 で、食物栄養専攻の 3.56 を除くと他学科はあまり高くない。また、「卒論研究・卒業制作等」の平均は 2.59 で、全体的に見て高くない傾向にある。

卒業生のアンケートによれば、当該短期大学部及び併設大学の建学の精神を始め、授業やキャリア支援についてもおおむね満足度が高く、当該短期大学部及び併設大学に入学したことに対しては 86.7%が「満足」又は「どちらかといえば満足」と評価しており、訪問調査においても、同様の結果が得られた。

また、キャリア支援センターにおいて「平成 18 年度企業から見た本学及び本学卒業生（大学・短期大学部）についてのアンケート」を実施している。企業 312 社に依頼し、189 社から回答を得た結果をみると、当該短期大学部及び併設大学の卒業生は、まじめ、堅実、社交的で、安心して仕事を任せられると評価されており、毎年多数の大手企業から当該短期大学部指定で学内推薦の依頼を受けている。

これらのことから、教育の成果や効果が上がっていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準 6 を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- アンケート調査によると、卒業生は、まじめで安心して仕事を任せられると企業から高く評価されている。

基準 7 学生支援等

- 7-1 学習を進める上での履修指導が適切に行われていること。また、学生相談・助言体制等の学習支援が適切に行われていること。
- 7-2 学生の自主的学習を支援する環境が整備され、機能していること。また、学生の活動に対する支援が適切に行われていること。
- 7-3 学生の生活や就職、経済面での援助等に関する相談・助言、支援が適切に行われていること。

【評価結果】

基準 7 を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

7-1-① 授業科目や専門、専攻の選択の際のガイダンスが適切に実施されているか。

新学期に新生及び在学生全員を対象に7日～10日間にわたり、教務委員、クラス指導主任、事務職員から、学科・専攻の教育理念、授業の履修方法、学習に関する問題への相談・助言など学生生活についてのガイダンスを学科・専攻・学年・クラス別にそれぞれ実施している。特に新生対象のガイダンスを有効に実施するため、入学予定者には『履修ガイド』、シラバス、授業時間割表などの資料を3月中旬に送付し、事前によく読むよう案内している。また、オリエンテーション、クラス懇親会を実施し、クラス指導主任による指導を行っており、履修指導・生活指導がスムーズに行われている。在学生に対しても、クラス指導主任から前年度の成績評価表を個別に配布し、卒業年次での履修指導・進路相談などにあたっている。

これらのことから、ガイダンスが適切に実施されていると判断する。

7-1-② 進路・学習相談、助言（例えば、オフィスアワーの設定、電子メールの活用、担任制等が考えられる。）が適切に行われているか。

学科・専攻・学年ごとにクラス編成を行い、各クラスにクラス指導主任の教員を置き、学生に対して勉強や生活についての指導や助言を行っている。家政科では、併設大学の卒業生である助手を副担任として置き、常に学生の相談相手になるとともに、クラス指導主任と連携をとりながら、適切にアドバイスを行っている。

オフィスアワーは、全教員が週に最低1コマ設定し、毎年配布するシラバス、大学ウェブサイト、掲示板で周知し、学生に対する支援体制を整えている。

学外、携帯電話からの利用も可能なウェブメールにより、クラス指導主任や授業担当者と電子メールで連絡を取ることができ、学習相談や履修指導等の助言に役立てている。

また、情報メディアセンター職員が情報処理・語学学習の自学自習を支援するとともに、キャリア支援センター職員が就職活動、キャリアアップ、資格試験の相談や進路相談に応じるなどの支援をしている。

これらのことから、学習相談、助言が適切に行われていると判断する。

7-1-③ 学習支援に関する学生のニーズが適切に把握されているか。

毎年、卒業時に授業や教員などについての満足度調査を実施しており、当該短期大学部に入学してから

生活実態調査も実施している。

また、学生の要望を把握するため、16年間継続して実施している学長と学生の代表である学友会会長との懇談会やクラス指導主任と各クラスの学生との懇談会を開催したり、26年間継続して実施している学友会主催のリーダーズキャンプに教職員が毎年参加し、学生の意見を聞く体制を整えている。

これらのことから、学習支援に関する学生のニーズが適切に把握されていると判断する。

7-1-④ 通信教育を行う課程を置いている場合には、そのための学習支援、教育相談が適切に行われているか。

該当なし

7-1-⑤ 特別な支援を行うことが必要と考えられる者（例えば、留学生、社会人学生、障害のある学生等が考えられる。）への学習支援を適切に行うことのできる状況にあるか。また、必要に応じて学習支援が行われているか。

現在、留学生、社会人学生、障害のある学生は在籍していないが、クラス指導主任、学科の助手及び事務職員により、一人ひとりの状況に応じて学習相談、学習支援等を実施できる体制を整えている。

これらのことから、特別な支援を行うことが必要と考えられる者への学習支援を適切に行うことのできる状況にあり、また、必要に応じて学習支援が行われていると判断する。

7-2-① 自主的学習環境（例えば、自習室、グループ討論室、情報機器室等が考えられる。）が十分に整備され、効果的に利用されているか。

100席を超す情報処理用自習ブースを設置、その他、284席の情報処理実習室内の座席を授業で使わない時間は開放し、学生のニーズに対応している。学寮にも情報処理自習室を設置し、寮生への配慮も行っている。また、学生が集まるラウンジや情報処理自習室へのパソコン配置などIT環境を整備している。

視聴覚設備を整えた教室では、授業での使用時間を除き、ビデオ、OHP、スライドなどが自由に利用できるようにしている。また、情報メディアセンターでは情報処理関係施設を利用する学生からの様々な質問にも専門のスタッフが適宜対応するなど、学生の自主的学習のための支援体制を整えている。

図書館閉館後の対応として、各教員の個人研究図書については、保管リストを作成し、教員が保管している研究室で常時閲覧できるよう補っている。また、AV・情報メディアルーム等で、インターネット検索や論文作成などに自由に利用できるよう、学内のネットワークと接続したパソコンやビデオ、DVD、CD、AVシアターなどが利用できる体制を整えているとともに、共同で調査や討論ができるグループ閲覧室、学習室のほか、一般雑誌、新聞などの閲覧室や個人用閲覧席のキャレル室も完備されている。

これらのことから、自主的学習環境が十分に整備され、効果的に利用されていると判断する。

7-2-② 学生のサークル活動や自治活動等の課外活動が円滑に行われるよう支援が適切に行われているか。

学生の課外活動に必要な施設・設備は十分に整えられている。また、指導・助言には学生委員会、学生支援グループ及び各団体の顧問教員が協力してあたり、財政的な支援も学友会費及び「千鳥会」からの助成金により行われている。

助成金以外には、1年間の活動結果が優秀と認められた団体に対して、学長が表彰するとともに、褒賞金を支給しており、平成18年度は8団体がこれを受けている。

これらのことから、課外活動が円滑に行われるよう支援が適切に行われていると判断する。

7-3-① 学生の健康相談、生活相談、進路相談、各種ハラスメントの相談等のために、必要な相談・助言体制（例えば、保健センター、学生相談室、就職支援室の設置等が考えられる。）が整備され、機能しているか。

併設大学と共用であるが、健康センターには常勤の医師、専任及び非常勤の看護師、学生相談センターには専任及び非常勤のカウンセラーを配置し、各種相談、助言、支援体制を整備し、連携しながら運営されている。また、学生が気軽に自由に利用できる学生談話室を学生相談室に隣接して設置し、学生の年齢に近いカウンセラーを配置し、悩みをもつ学生に対する支援体制を整えている。各々の活動内容は、毎年『健康センター活動報告』、『学生相談センター活動報告』として学生委員会及び教授会に報告している。

各種ハラスメントについては、大妻学院セクシュアル・ハラスメント等防止対策に関する指針、同防止対策規程等に基づき、体制が整備されている。相談窓口として大妻学院セクシュアル・ハラスメント相談員を置き、問題が生じた場合には、懲戒審査委員会規程により当該事項を審議する委員会が設置されることとなっている。

就職支援については、キャリア支援センター職員による窓口相談のほか、キャリア支援講座、企業研究会、各種就職対策講座などを実施し、就職活動の支援体制の整備・充実を図っている。

これらのことから、必要な相談・助言体制が整備され、機能していると判断する。

7-3-② 生活支援等に関する学生のニーズが適切に把握されているか。

学長と学友会会長との懇談会、学生委員会と学友会執行部との懇談会、学生支援グループの職員と学生の代表者である学友会執行部・文化部連絡協議会及び体育部連絡協議会との意見交換やリーダーズキャンプなどの機会をとらえて、学生からの意見を把握するように努めている。学生生活実態調査でも、生活面に関する学生の状況を調査・分析し、学生の要望を把握している。

学寮は、希望する学生は全員入寮できる体制を整え、寮生活についてのアンケート調査や、教職員と寮生代表の懇談会等により、より快適な学寮生活の支援体制を整える努力をしている。一人暮らし希望者には、当該大学出資の株式会社大妻サポートが厳選した学生会館や学生マンションの斡旋サービスなどの生活支援を行っている。

これらのことから、生活支援等に関する学生のニーズが適切に把握されていると判断する。

7-3-③ 特別な支援を行うことが必要と考えられる者（例えば、留学生、障害のある学生等が考えられる。）への生活支援等を適切に行うことのできる状況にあるか。また、必要に応じて生活支援等が行われているか。

現在、留学生や障害のある学生等は在籍していないが、クラス指導主任、学科の助手及び教育・学生支援センター職員が、個別に種々の生活支援を行う体制を整えている。

これらのことから、特別な支援を行うことが必要と考えられる者への生活支援等を適切に行うことのできる状況にあり、また、必要に応じて生活支援等が行われていると判断する。

7-3-④ 学生の経済面の援助（例えば、奨学金（給付、貸与）、授業料免除等が考えられる。）が適切に行われているか。

独自の奨学金制度として、大妻女子大学育英奨学金（給与額2万円／月）、大妻学院特別育英奨学金（給与額2万円／月）、大妻コタカ記念会育英奨学金（給与額2万円／月）があり、各奨学金奨学生選考委員会において審議の上、平成18年度は奨学金受給希望者16人に対して、11人を採用している。海外協定校への留学学生対象の海外留学奨学金（授業料の90％・教育充実費の全額相当額）が設けられている。また、

日本学生支援機構や民間団体などの各種奨学金制度を学生に推奨している。併せて、全学生の約 19.2% の学生が奨学金の貸与、もしくは給付を受けている。

授業料の減免・免除については、災害等の被災を受けた学生、私費外国人留学生に対し減免・免除規程により支援体制が整えられている。学費納入が困難な学生に対しては、学費延納願により納入時期を延期できるように配慮している。

遠隔地出身者のために学寮を設置し、居住費、光熱費、食費等を含め月約 5 万円で生活できるよう支援をし、現在 94 人の学生（全学生数の 5.9%）が在寮している。

これらのことから、学生の経済面の援助が適切に行われていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準 7 を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- キャリア支援講座、企業研究会、各種就職対策講座などを実施し、就職活動の支援体制の整備・充実を図っている。
- 学寮を設置し、希望する学生はすべて入寮できる状況にある。
- 独自の奨学金制度による学資の貸与、給付が行われている。

基準 8 施設・設備

- 8-1 短期大学において編成された教育研究組織及び教育課程に対応した施設・設備が整備され、有効に活用されていること。
- 8-2 短期大学において編成された教育研究組織及び教育課程に応じて、図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料が系統的に整備されていること。

【評価結果】

基準 8 を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

- 8-1-① 短期大学において編成された教育研究組織の運営及び教育課程の実現にふさわしい施設・設備（例えば、校地、運動場、体育館、講義室、研究室、実験・実習室、演習室、情報処理学習のための施設、語学学習のための施設、図書館その他附属施設等が考えられる。）が整備され、有効に活用されているか。また、施設・設備のバリアフリー化への配慮がなされているか。

当該短期大学部及び併設大学の校地面積は、千代田キャンパスが 11,369.47 m²、狭山台キャンパスが 98,602.00 m²、多摩キャンパスが 83,802.00 m²となっている。また、各キャンパスの校舎等の面積は、計 84,374.15 m²となっている。

教育研究施設は、併設大学と共用で講義室（44 室）・演習室（7 室）は 3,883.75 m²、収容人数 4,807 人である。このうち 34 室に視聴覚関係の設備を整え、多様な方法により授業が実施できるようにしている。

実験・実習室（38 室）は 4,363.79 m²で、家政科で主に利用する実験・実習室並びに全学で利用する情報処理教室、LL 教室、CALL 教室などがある。

研究室は実験設備を備えている家政系の研究室、文系は教員 1 人に 1 研究室、各学科の助手がいる共同研究室があり、全体で 123 室、1,554.10 m²である。

体育施設は 2,128.79 m²（併設大学と共用）で、体育館・トレーニングルームが設置され、体育の授業、課外活動等に、大妻講堂は 1,870.72 m²（併設大学と共用）で座席数 1,203 席、各種ガイダンスやパイプオルガンの定期演奏会等による情操教育にそれぞれ利用するなど、有効に活用されている。この他に学生寮 8,949.80 m²（併設大学と共用）で収容人員 346 人、現在 94 人の学生（短期大学）が入寮している。

バリアフリー化は、図書館から整備を始め、身障者用のトイレ、車いす用のスロープ、エレベーター、自動扉などの設備が整っているが、今後、校舎のバリアフリー化の充実に努めていく予定であり、障害のある学生が入学する場合には、すぐに対応することとしている。

これらのことから、短期大学において編成された教育研究組織の運営及び教育課程の実現にふさわしい施設・設備が整備され、有効に活用されており、また、バリアフリー化への配慮がなされていると判断する。

- 8-1-② 教育内容、方法や学生のニーズを満たす情報ネットワークが適切に整備され、有効に活用されているか。

短期大学部及び併設大学全体に跨る情報ネットワークが構築されている。情報ネットワークを利用可能な情報処理教室、自習室、図書館などに設置してあるコンピュータは、光ケーブルを使い外部インターネットへ高速回線で接続が可能であり、授業時間外にも使用できるように配慮を行っている。また、学生の集まる大きなラウンジ（アトリウム）にもパソコンを配置して利便性を図り、情報メディアの専門的知識

を有する情報メディアセンターのスタッフが利用者への支援を行っている。

これらのことから、情報ネットワークが適切に整備され、有効に活用されていると判断する。

8-1-③ 施設・設備の運用に関する方針が明確に規定され、構成員に周知されているか。

図書館は、図書館規則、図書館資料の収集及び管理に関する規程等により図書館の運営方針などが定められ、図書館運営委員会や図書委員会により運営が行われている。その運用・利用方法は学生に配布される図書館利用のしおり、各種冊子・パンフレットで明示され、運用に関する規定は図書館内掲示や図書館ウェブサイトに掲載し、周知している。

情報メディア関係施設・設備に関しては、情報メディアセンター規程で運営方針などが定められ、情報メディアセンター運営委員会により運営がなされている。情報メディアセンターでは利用の案内などを作成し、学生・教職員に利用規定を周知している。

学生相談室、保健室、就職関係資料室、体育館施設、課外活動施設などの利用方法は、各種パンフレット、『学生生活の手引き』、『履修ガイド』、『就職ガイド』等の冊子で周知し、新入生ガイダンスで担当職員が各施設の利用方法・注意点などを説明している。

なお、各種の規程については、大学ウェブサイトの教職員専用ページに掲載し、構成員に周知を図っている。

これらのことから、施設・設備の運用に関する方針が明確に規定され、構成員に周知されていると判断する。

8-2-① 図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料が系統的に整備され、有効に活用されているか。

図書館は、通常9時から19時まで（土曜日は17時まで）開館している。

図書館は併設大学と共用で、司書資格を持つ職員が、図書、学術雑誌、視聴覚資料を収集・分類・整理し、利用者に効率的に提供し管理している。各学科予算で購入する資料については、教員が専門図書及び学術雑誌を選定し、図書館が購入する。教養・学習用資料については、主に図書館が選定し収集しており、図書、学術雑誌、視聴覚資料等が系統的に整備されている。所蔵していない資料も、国立国会図書館や他大学との相互協力体制をとり閲覧可能になっている。図書館ウェブサイトでは、学内・学外利用者が図書館及びその所蔵資料を有効に利用できるよう、「利用案内」、「蔵書検索」、「各種データベース・電子ジャーナルへのリンク」の情報提供やガイダンスを実施し支援している。

これらのことから、教育研究上必要な資料が系統的に整備され、有効に活用されていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準8を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- 大妻講堂にパイプオルガンを設置しており、定期演奏会の開催など情操教育等に有効活用している。
- 学生の集まる大きなラウンジ（アトリウム）を設置し、パソコンを配置して利便性を高めている。

基準 9 教育の質の向上及び改善のためのシステム

- 9-1 教育の状況について点検・評価し、その結果に基づいて改善・向上を図るための体制が整備され、取組が行われており、機能していること。
- 9-2 教員及び教育支援者に対する研修等、その資質の向上を図るための取組が適切に行われていること。

【評価結果】

基準 9 を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

9-1-① 教育の状況について、活動の実態を示すデータや資料を適切に収集し、蓄積しているか。

授業中に配布したプリント等の具体的な授業内容を示すデータは担当教員によって適宜蓄積されている。また、学生の履修状況・単位修得状況及び成績はデータ化され、年度別成績評価や学年ごとの追跡調査の各種の集計に利用している。さらに、学生による授業評価を始め教育活動の実態は『FD活動報告書』に記述し保存している。

これらのことから、教育の状況について、活動の実態を示すデータや資料を収集し、蓄積していると判断する。

9-1-② 学生の意見の聴取（例えば、授業評価、満足度評価、学習環境評価等が考えられる。）が行われており、教育の状況に関する自己点検・評価に適切な形で反映されているか。

教育・授業の改善・向上を図るために、短期大学部及び全学FD委員会が中心となり、学生による授業評価を実施し、個別の授業について学生の意見・要望を汲み上げている。その結果を担当教員にフィードバックし、教員の自主改善を促しており、改善の動きが出始めている。なお、授業と関わりの深い施設・設備について学生の意見・要望を聞く機会は日常的に設けられている。これらは、各学科会議や教授会、拡大常任理事会などを通じて、当該短期大学部にフィードバックされている。その中で、携帯電話情報サービス（スマートフォン）の導入、履修結果のウェブメール配信、受講者数の適正化、視聴覚機器設備のある教室の拡充、パソコンの増設、自習室の充実、図書館の利便性の向上等、具体的に改善充実が図られている。

これらのことから、学生の意見の聴取が行われており、教育の状況に関する自己点検・評価に適切な形で反映されていると判断する。

9-1-③ 学外関係者（例えば、卒業（修了）生、就職先等の関係者等が考えられる。）の意見が、教育の状況に関する自己点検・評価に適切な形で反映されているか。

大妻コタカ記念会で実施した「卒業生による大学評価アンケート」により、卒業生の意見・要望等を集約している。また、年2回、父母・教員懇談会を開催し、授業関係・学生生活・就職・寮関係についての意見・要望等を得る機会を設け、就職先関係者にも「企業から見た本学及び本学卒業生についてのアンケート」を行い、集計し学内に公表している。

これらのことから、学外関係者の意見が教育の状況に関する自己点検・評価に適切な形で反映されていると判断する。

9-1-④ 評価結果がフィードバックされ、教育の質の向上、改善のための取組が行われ、教育課程の見直し等の具体的かつ継続的な方策が講じられているか。

各種アンケートや懇談会等で把握した要望等を踏まえ、年間授業日程における各曜日、半期 15 回の授業日数の確保、単位の計算方法の変更、大学・短期大学部との単位互換、履修結果のウェブメール配信、GPA制度の導入、学生による授業評価アンケート項目の全学統一等を、全学のFD委員会、教務委員会、教養教育委員会、学生委員会等で検討し、平成 19 年度から実施し、自己点検・評価委員会等で点検・確認を行っている。

学生による授業評価結果を授業担当者にフィードバックし、教員個人の教育の質的向上を促すとともに、学科では評価結果を教育課程の改善に役立てている。例えば、国文科では、文芸作品を作成したいとの声を汲み、「小説を書く」という科目を設定したり、英文科では、授業が分かりにくいとの意見が多く見られ、「リーディング・ストラテジーズ」等を習熟度別授業としたことがあげられる。

これらのことから、評価結果がフィードバックされ、教育の質の向上、改善のための取組が行われ、具体的かつ継続的な方策が講じられていると判断する。

9-1-⑤ 個々の教員は、評価結果に基づいて、それぞれの質の向上を図るとともに、授業内容、教材、教授技術等の継続的改善を行っているか。

授業評価結果が授業改善に反映されている具体例として、『FD活動報告書』の「教員に対するアンケート」の項において、授業評価での意見を改善に役立てたいとの記述が見られ、個々の教員は、板書の仕方、授業態度、出席カード等を工夫するなど、授業評価結果を参考に、授業内容、教材、授業技術等の改善を行っている。

これらのことから、個々の教員は、評価結果に基づいて、それぞれの質の向上に向けた継続的改善を行っている判断する。

9-2-① ファカルティ・ディベロップメントについて、学生や教職員のニーズが反映されており、組織として適切な方法で実施されているか。

全学及び短期大学部に設置されたFD委員会がFDを推進している。

教員の意見を踏まえ、学生による授業評価の実施・分析方法等について検討がなされ、平成 19 年度からは併設大学を含め全学統一した様式・項目による授業評価を実施している。

教員相互の公開授業を実施しており、家政科では2週間の公開授業週間を設け、全専任教員が期間内に担当する1科目を申告して公開し、国文科及び英文科では2人の専任教員がそれぞれ1科目を公開している。公開する範囲は、当該短期大学及び併設大学の教職員としているが、国文科では加えて学生やその父母、四高等学校（大妻中学高等学校、大妻多摩中学高等学校、大妻中野中学校・高等学校、大妻嵐山中学校・高等学校）教職員・生徒にも公開している。公開授業週間には、学長・副学長も随時参観をしている。

学長の講演会のほか、学外から講師を招いて平成 15 年度よりFD講演会を開催しており、平成 19 年 1 月に開催された金沢工業大学学生部長による講演「強い女子大への戦略～FD&SDの効果的なシステムづくりとその課題について～」には、副学長を始め併設大学と合わせて 60 人の参加があった。

これらのことから、FDについて、学生や教職員のニーズがある程度、反映されており、組織として適切な方法で実施されていると判断する。

9-2-② ファカルティ・ディベロップメントが、教育の質の向上や授業の改善に結び付いているか。

公開授業の設定のほか、授業評価結果を整理・解析し、授業内容や方法とともに学習環境の改善やカリキュラム改訂の検討などが行われている。公開授業については、公開時間に授業があったり、研究等で時間に余裕がない教員が多く、参観者は必ずしも多くないが、授業実施者及び参観者からの意見には「今後の参考になった」、「有益であった」というものが多い。参観者からは、黒板の使い方、実験の諸注意や指導法等が参考になったとの意見があった。

なお、学生による授業評価の「総合的に見て、この授業はよかったと思うか」の設問に関して、平成15年度の短期大学部全体の平均が3.77であったのが、平成16年度は3.84、平成17年度は3.98、平成18年度は3.97と、評価の数値は上昇傾向にある。

これらのことから、FDが教育の質の向上や授業の改善に結び付いていると判断する。

9-2-③ 教育支援者に対し、教育活動の質の向上を図るための研修等、その資質の向上を図るための取組が適切になされているか。

教育研究の補助を主な業務とする助手を始め、教育支援を行う教職員に対し、学内外の講師による講演会等への参加を促し、啓発している。実験・実習にかかる助手には、研修費等の予算を確保しており、学会、大学セミナーハウス、日本私立短期大学協会、東京都私立短期大学協会の研修会への参加を奨励している。平成19年度には4人の助手が研修会に、3人の助手が学会に参加している。

これらのことから、教育支援者に対し、その資質の向上を図るための取組が適切になされていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準9を満たしている。」と判断する。

基準10 財務

- 10-1 短期大学の目的を達成するために、教育研究活動を将来にわたって適切かつ安定して遂行できるだけの財務基盤を有していること。
- 10-2 短期大学の目的を達成するための活動の財務上の基礎として、適切な収支に係る計画等が策定され、履行されていること。
- 10-3 短期大学の財務に係る監査等が適正に実施されていること。

【評価結果】

基準 10 を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

- 10-1-① 短期大学の目的に沿った教育研究活動を安定して遂行できる資産を有しているか。また、債務が過大ではないか。

平成 18 年度末現在、設置者である学校法人の資産は、固定資産 87,232,101 千円、流動資産 6,109,180 千円、合計 93,341,281 千円である。

負債は、固定負債 3,120,386 千円、流動負債 3,406,324 千円、合計 6,526,710 千円であるが、これらのうち長期借入金 600 千円、短期借入金 400 千円は大学、短期大学に係る借入金ではない。

基本金については、総額 79,532,148 千円であり、教育研究活動を安定して遂行するために必要な校地、校舎、設備、図書等の資産を基本金にすべて組み入れている。

また、翌年度繰越消費収入超過（7,282,422 千円）の状況にあり、平成 14 年度からの 5 年間における状況から、貸借対照表関係比率では、自己資金構成比率、消費収支差額構成比率が、文他複数学部を設置する私立大学（学校法人）の平均（平成 17 年度）を上回っており、総負債比率、負債比率が平均を下回っている。

これらのことから、教育研究活動を安定して遂行できる資産を有しており、債務が過大ではないと判断する。

- 10-1-② 短期大学の目的に沿った教育研究活動を安定して遂行するための、経常的収入が継続的に確保されているか。

設置者である学校法人の経常的収入としては、学生生徒等納付金、手数料、寄付金、補助金、資産運用収入及び事業収入等で構成されている。

平成 14 年度からの 5 年間の学校法人の帰属収入は、約 14,000,000 千円から約 15,000,000 千円で推移しており、そのうち、帰属収入の約 8 割を占める学生生徒等納付金収入も平均 12,000,000 千円で安定している。また、短期大学部における学生生徒等納付金収入は平成 12 年度からの短期大学部の臨時的定員の削減、平成 14 年度における短期大学部からの定員シフト（大妻女子大学家政学部ライフデザイン学科、文学部コミュニケーション文化学科の増）により収入減となったが、平均 2,000,000 千円で安定している。

なお、平成 17 年度から、文部科学大臣から寄附行為変更認可を受けて収益事業を開始し、平成 18 年度よりその利益を学校法人会計に組み入れており、学生生徒等納付金以外の財源確保に努めている。

これらのことから、教育研究活動を安定して遂行するための、経常的収入が継続的に確保されていると判断する。

10-2-① 短期大学の目的を達成するための活動の財務上の基礎として、適切な収支に係る計画等が策定され、関係者に明示されているか。

収支計画については、常任理事会等が事業計画・予算計画を作成し、それに基づき理事会、評議員会において決定されている。

これらの収支計画は、理事である短期大学部長や事務局長から教授会等を通じて教職員に対し周知を行っている。

これらのことから、適切な収支に係る計画等が策定され、関係者に明示されていると判断する。

10-2-② 収支の状況において、過大な支出超過となっていないか。

平成 18 年度末現在、設置者である学校法人の収支状況は、資金収支計算書における次年度繰越支払資金は 5,874,836 千円、消費収支計算書の当年度消費収入超過額は 2,254,972 千円であり、翌年度繰越消費収入超過額は 7,282,422 千円となっている。また、平成 14 年度からの 5 年間ににおける消費収支の状況についても、繰越消費収入超過となっている。

また、大妻女子大学短期大学部への入学希望者が継続していることにより、単年度収支の均衡状態を保っていれば過大な支出超過は生じないと考えられる。

これらのことから、収支の状況において、支出超過となっていないと判断する。

10-2-③ 短期大学の目的を達成するため、教育研究活動（必要な施設・設備の整備を含む。）に対し、適切な資源配分がなされているか。

予算配分に当たっては、経常的な教育研究経費は学生生徒等納付金に対する割合を考慮しつつ、学生数や専任教員数を基礎とした積算単価により常任理事会等で決定している。

施設設備費は、事業計画調査に基づき見積額や希望順位を参考にしつつ、常任理事会等で決定している。

消費収支計算書関係比率では、教育研究経費比率 26.45%（平成 17 年度は 27.30%）である。

これらのことから、教育研究活動に対し、適切な資源配分がなされていると判断する。

10-3-① 短期大学を設置する法人の財務諸表等が適切な形で公表されているか。

法令に基づき、財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書、監事の監査報告書を各事務所に備えて置き、在学生及びその利害関係人から請求があった場合は法令に従い閲覧に供している。

また、大学ウェブサイトにおいて、貸借対照表、収支計算書、事業報告書及び直近の決算概要を公開するとともに、在学生の父母等にも会報により周知している。

さらに、財務比率表やグラフの公開などにより、分かりやすくするための有効な公表方法を検討し実施している。

これらのことから、財務諸表等が適切な形で公表されていると判断する。

10-3-② 財務に対して、会計監査等が適正に行われているか。

財務に関する会計監査については、法令に基づき、監事の監査及び会計監査人の監査が行われている。

また、決算時においては、監事及び会計監査人からは、適正である旨の監査報告書を受けている。

内部監査については、毎年、文部科学省主催の「学校法人監査研修会」に監事が出席し、理事会で内部監査その他の課題について説明を行っている。また、各私学団体の委員会や研修会での事例発表や情報交

換等により、当該大学にふさわしいあり方を企画整備作業部会において検討に着手している。

会計監査人と当該大学の監事とは、毎年決算時に当該大学内において意見交換のため面談し、連携を保っている。

これらのことから、財務に対して、会計監査等が適正に行われていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準 10 を満たしている。」と判断する。

基準11 管理運営

- 11-1 短期大学の目的を達成するために必要な管理運営体制及び事務組織が整備され、機能していること。
- 11-2 管理運営に関する方針が明確に定められ、それらに基づく規定が整備され、各構成員の責務と権限が明確に示されていること。
- 11-3 短期大学の目的を達成するために、短期大学の活動の総合的な状況に関する自己点検・評価が行われ、その結果が公表されていること。

【評価結果】

基準 11 を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

- 11-1-① 管理運営のための組織及び事務組織が、短期大学の目的の達成に向けて支援するという任務を果たす上で、適切な規模と機能を持っているか。また、必要な職員が配置されているか。

寄附行為に即して、理事会は年6回の定例会議、評議員会は年3回の定例会議を開催し、定められた事項の審議を行っている。

常任理事会は、理事会業務のうちの法人の通常業務の運営を担い、迅速化を図るため随時（年間約70～80回）開催されている。理事長、学長、副学長、常任理事及び事務局長で構成する常任理事会によって策定された経営方針に沿った運用計画は、拡大常任理事会において審議・報告し、全学への徹底が図られている。

拡大常任理事会は、8月を除く毎月1回開催され、理事長、学長、副学長、常任理事、大学の各学部長、短期大学部長、中学高等学校の各校長及び事務局長をもって構成され、常任理事会から提出された議案について審議を行うとともに、報告を受けている。

学長の下に副学長、短期大学部長、学科長、図書館長、情報メディアセンター所長、生活科学資料館長等を置き、それぞれの部門における管理運営の責任を担っている。また、事務局は、総務センター、財務センター、IT化推進室、アドミッションオフィス、教育・学生支援センター、キャリア支援センターの各組織に、106人の職員を配置している。事務部の各部課長等が出席する月例連絡会を開催し、各センター・グループ等における業務連絡や、会議等の報告、財務計画、人事計画など必要な情報が連絡されている。

通常管理運営とは別に、当該短期大学部及び併設大学の緊急課題、将来構想及びそれらに係る基盤の整備等について検討し提言するために、大妻学院企画整備作業部会が平成16年11月に設置され、大学の学部長、短期大学部長で構成され、副学長や事務局長も随時陪席して、毎月2回程度の検討会議を持ち、結果がまとめ次第、理事長に答申や提言を行っている。

これらのことから、管理運営のための組織及び事務組織が適切な規模と機能を持っており、また、必要な職員が配置されていると判断する。

- 11-1-② 短期大学の目的を達成するために、学長のリーダーシップの下で、効果的な意思決定が行える組織形態となっているか。

現在、理事長は学長を兼務し、経営の責任と、教育・研究に関する運営を総括する責任を担っている。

短期大学の教育・運営に関する案件は、教授会において審議・決定されるが、法人部門と教学部門間の連携については、常任理事会、拡大常任理事会で審議され、各部署が相互に具体的に問題を把握し、適切な判断が可能に行われている。教授会においては、学長、副学長が出席し、併設大学間とのバランスや、相互に必要な事情を理解の上、実質的で厳正な調整や判断が可能になるなど、その連携が効果を発揮している。

また、管理部門の案件審議は、学長、副学長が構成員の常任理事会を経て拡大常任理事会で審議され、拡大常任理事会には、教学部門の各学部長が理事として出席し、事務局各センター等の部長が陪席し、管理部門の状況の把握や情報の提供、意見の開陳に努めている。このように管理部門と教学部門の連携は、各部署に浸透しており、日常的に両者の連携は円滑、かつ適切に行われている。

なお、学長主催のFD講演会、全学FD委員会、全学教務委員会、全学教養教育委員会、入学者選抜施策委員会などで、学長、副学長が説明、意見交換、資料作成にも率先して参画している。

これらのことから、学長のリーダーシップの下で、効果的な意思決定が行える組織形態となっていると判断する。

11-1-③ 学生、教員、事務職員等、その他学外関係者のニーズを把握し、適切な形で管理運営に反映されているか。

学生のニーズ把握は、まずクラス指導主任による個別面談を通して行われている。また、ゼミ担当教員、教育・学生支援センター、学生相談センターなども学生の要望を把握している。さらには、学生生活のニーズ把握を目的として、学生生活実態調査、学寮生活についてのアンケートを実施し、学生委員会や学寮委員会等で報告されている。

教員のニーズについては、教授会、各種委員会、学科会議などの議論や要望書等から把握されている。事務職員のニーズは、月例連絡会及び各センター・グループのミーティングのほか、人事考課目標管理制度における評価者と被評価者との面談において把握されている。内容に応じ、常任理事会、企画整備作業部会、教授会、事務局部長会等で取り上げ、検討されている。

学生の父母のニーズを把握するために、その組織である「千鳥会」でアンケート調査を行うとともに、千鳥会の総会後に行われる父母・教員懇談会や、教員と父母との授業や就職状況などについて意見交換できる交流の場を設けている。また、千鳥会父母役員と学長、副学長、学部長、短期大学部長、事務局部長、千鳥会担当教職員等が年1回意見交換会を開催している。

大妻コタカ記念会総会で当該短期大学部及び併設大学の役職者が卒業生と懇談・意見交換を行っているほか、附属中学高等学校教員との懇談会、指定校訪問、実習校や施設訪問などで、学生や受験生等の要望を把握し、各委員会等で検討している。

これらのことから、学生、教員、事務職員等、その他学外関係者のニーズを把握し、適切な形で管理運営に反映されていると判断する。

11-1-④ 監事が置かれている場合には、監事が適切な役割を果たしているか。

監事の定数は2人であり、平成19年6月現在2人の監事を置いている。平成17年4月1日の私立学校法の改正に伴い、寄附行為を改正し、監事の職務を明確に規定した。監事は、常に理事会及び評議員会に出席し、法人業務の監査等を行っている。また、決算時には、監査法人の公認会計士と意見交換をしたうえで、監事の監査報告書を作成している。決算審議の理事会・評議員会における監査報告のみならず、多くの助言及び指導を行っており、また千代田キャンパス本館隣地を購入した際にも財務について助言を行っている。

これらのことから、監事が適切な役割を果たしていると判断する。

11-1-⑤ 管理運営のための組織及び事務組織が十分に任務を果たすことができるよう、研修等、管理運営に関わる職員の資質の向上のための取組が組織的に行われているか。

管理運営のため、所轄庁等の行う役員研修会には理事・監事が積極的に参加している。また、研修福祉会が加盟団体の協力で開催する研修会（経理事務等研修会、教務担当者研修会、就職担当者研修会、図書館情報担当者研修会、学生生活指導担当者研修会等）にその該当部署の担当者が積極的に参加し、管理運営の資質向上を図っている。

学内では、管理者を対象にメンタルヘルス研修、全教職員を対象に個人情報取扱に関する研修を開催している。

さらに、年頭所感など機会あるごとに理事長・学長からの学院運営の方針や教育環境の時代の流れなどを大学ウェブサイトに掲載し、周知を図っている。

これらのことから、管理運営に関わる職員の資質の向上のための取組が組織的に行われていると判断する。

11-2-① 管理運営に関する方針が明確に定められ、その方針に基づき、学内の諸規定が整備されるとともに、管理運営に関わる委員や役員の選考、採用に関する規定や方針、及び各構成員の責務と権限が文書として明確に示されているか。

法人の管理運営方針は、大妻学院寄附行為及び学則等に定められ、理事会を中心とした管理運営組織が教育組織と連携し、毎年の事業計画に基づく業務を推進し、目的達成のための体制が整えられている。

理事長、常任理事及び理事の選任方法は、大妻学院寄附行為に定められている。学長及び副学長の選考方法は学長選考規程に定めている。学内諸規定を整備し、採用に関する規定や方針、管理運営に関わる委員の選考及び各構成員の責務と権限が明確に示されている。

これらのことから、管理運営に関する方針が明確に定められ、その方針に基づき、学内の諸規定が整備されるとともに、管理運営に関わる委員や役員の選考、採用に関する規定や方針、及び各構成員の責務と権限が文書として明確に示されていると判断する。

11-2-② 適切な意思決定を行うために使用される短期大学の目的、計画、活動状況に関するデータや情報が、蓄積されているとともに、短期大学の構成員が必要に応じてアクセスできるようなシステムが構築され、機能しているか。

管理運営の意思疎通手段としては、大学ウェブサイトの「学内教職員のお知らせ（学内専用）」の諸規程や、理事会・評議員会・部局長連絡会・拡大常任理事会等の議事要録にアクセスができ、各種情報を確認することができる。専任教員及び事務職員は、大学ウェブサイトの閲覧のみならず、全員が電子メールアドレスを取得することによって、メーリングリストや個人電子メールによる情報の伝達などのシステムが確立されている。総合的な蓄積データのまとめとして、年報に準ずる『大妻学院沿革史』を毎年作成し、学内に配布している。教授会や各種委員会の議事要録については、それぞれの委員会等の規定に定められた庶務担当部署で整理・保管され、閲覧することが可能である。

これらのことから、短期大学の目的、計画、活動状況に関するデータや情報が、蓄積し、短期大学の構成員が必要に応じてアクセスできるようなシステムが構築され、機能していると判断する。

11-3-① 短期大学の活動の総合的な状況について、根拠となる資料やデータ等に基づいて、自己点検・評価が行われているか。

大妻学院自己点検・自己評価委員会は平成4年12月に設置され、平成6年度と平成12年度に自己点検・評価を行った。その後、教授会の常設委員会としてFD委員会が設置され、『FD活動報告書』が各学部の実質的な自己点検評価資料となってきた。

そして、平成16年11月に設置された大妻学院企画整備作業部会が実質的な自己点検・評価を担っており、学部・短期大学部間の実状を持ち寄り、調整改善案を協議し、法人部門と教学部門との調整も含め、大学の総合的な視点から問題点があれば改善している。

その後、平成18年6月には自己点検・評価対象を大学・短期大学部に特化し、大妻学院自己点検・自己評価委員会を解消し、全学自己点検・評価委員会を発足させた。

これらのことから、短期大学の活動の総合的な状況について、自己点検・評価が行われていると判断する。

11-3-② 自己点検・評価の結果が短期大学内及び社会に対して広く公開されているか。

平成6年度と平成12年度に自己点検・自己評価報告書『大妻女子大学の現状と課題』を学内及び社会に対して広く公開しその後、代わるものとして『FD活動報告書』を学内に配布し、学内において改善の参考にしている。

平成19年度に認証評価制度による第三者評価に取り組んでおり、その評価結果は報告書及びウェブサイトで広く社会に公表することとなっている。

これらのことから、自己点検・評価の結果が短期大学内及び社会に対して広く公開されていると判断する。

11-3-③ 自己点検・評価の結果について、外部者（当該短期大学の教職員以外の者）による検証が実施されているか。

平成18年度から拡大常任理事会に大妻中学高等学校、大妻多摩中学高等学校の両校長が参加し、大学運営に第三者として意見を述べている。また、学校法人誠美学園の大妻中野中学校・高等学校、大妻嵐山中学校・高等学校の両校長が評議員として意見を述べている。

平成19年度には認証評価制度による第三者評価に取り組んでいる。

これらのことから、自己点検・評価の結果について、外部者による検証が実施されていると判断する。

11-3-④ 評価結果がフィードバックされ、管理運営の改善のための取組が行われているか。

全学自己点検・評価委員会は、学長、副学長のリーダーシップのもとに運営されており、評価結果は速やかにカリキュラム改革や制度改革に直結している。また、管理運営等に関する事項や併設大学との調整事項については、企画整備作業部会や拡大常任理事会でも審議されている。全学自己点検・評価委員会において自己評価書の作成、全教職員への配布、教授会等での説明を行っている。さらに教職員からの意見等を収集し、改善点等を見だし、委員会で検討するとともに、検討内容により、全学FD委員会や各学部FD委員会、企画整備作業部会、将来構想検討委員会、拡大常任理事会等の様々な委員会で検討を行っている。各委員会での検討内容や検討結果も教授会で随時報告されている。

これらのことから、評価結果がフィードバックされ、管理運営の改善のための取組が行われていると判

断する。

以上の内容を総合し、「基準 11 を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- 総合的な蓄積データのまとめとして、年報に準ずる『大妻学院沿革史』を毎年作成している。

<参 考>

i 現況及び特徴（対象短期大学から提出された自己評価書から転載）

1 現況

- (1) 短期大学名 大妻女子大学短期大学部
 (2) 所在地 東京都千代田区三番町 1 2
 (3) 学科等の構成
 学科：家政科、国文科、英文科
 (4) 学生数及び教員数（平成19年5月1日現在）
 学生数：学科1,606人
 専任教員数：32人
 助手数：11人

2 特徴

本学は平成 20 年に創立 100 周年を迎え卒業生数は 11 万人を超えている。その間一貫しているのは、女子に対して中等・高等教育の機会を提供し、私学における女子高等教育の拠点として、社会からの信望に応えるべくその実践に励んできた姿勢である。とりわけこの 20 年では、そのような伝統を維持し、新時代の変化に対応できる人材養成に向けて、改組ではなく拡充に重点を置いて取り組んできた経緯を振り返ることができる。

創立 100 年の間、実践・体験から生まれた教育観の迫力は、多くの支持者を得、さらに多くの子女に学びの機会を与えてきた。学祖大妻コタカの時代を先見した、女性の自立に役立つ裁縫などの生活技術教育とともに、家庭と社会の調和の基盤となる報恩と貢献を重んじる教育観が本学の教育の基盤となっている。

その第一の特徴は、社会の最小単位としての「家庭教育の重視」である。どのような時代であれ、家庭人として、社会人として、そして特に女性の担いうる役割からみても、この家庭教育の重視は、古くて新しい人間形成の要である。

第二の特徴は、学祖が日課としていた「心の美人」に象徴されている。雑誌『主婦の友』（昭和 28 年 1 月号）に掲載され、内面の美を生活信条とする奨めが世に知られるところとなった。

第三の特徴は「徳育の重視」である。高等女学校当時の入学式式辞では、「従順・謙遜・正直」すなわち、自らを律する人であることを説いた。

第四の特徴は「生涯教育の必要性」である。卒業後、さらに勉学を志す人達のためにも、学びの機会がもてるようにという強い思いに端を発している。

大正 6 年 3 月に校訓として制定された「恥を知れ」は、

もともと大妻家の家訓でもあった。大妻コタカは、この「恥を知れ」について「これは決して他人に対してではなくて、あくまでも自分に対して言うことである」と自律のための謂であることを強調した。

教育方針「良き妻、良き母」は、いわゆる「良妻賢母」として、風評はこの教育方針「良妻賢母」と校訓「恥を知れ」によって、大妻の名を世に知らしめるものになった。この考え方は時代を越えて解釈されるべきであり、家庭生活の重視にその真意がある。昭和 38 年に「中国新聞」が掲載した大妻コタカのこゝろに「女性は塩のごとく、根のごとく」がある。「良妻賢母」や「恥を知れ」は文言の固定概念のまま一人歩きをしがちであるが、女性のあり方を「塩」や「根」と表すところに、学祖の女子教育に求めるものをみることができる。

また、「らしくあれ」というモットーがあるが、女性らしく、学生らしく、社会人らしく、というように、教えたちはそれを座右の銘として育っていった。これらの特徴は、トータルには報恩感謝・勤劳勤勉・創意工夫・質素儉約・質実剛健など家庭生活・社会生活における作法として尊重すべき処世訓となり、本学の校風を醸成してきた。徳育重視の教育精神は、一に家庭教育に収斂するのみではなく、社会生活における人と人とのファミリアな関わりの重要性として生きている。

これらの特徴を具現した大妻コタカがその周りに集い学んだ学生から「お母さま」と慕われたという話は、現在も多くの同窓生の間で語り継がれている。

ii 目的（対象短期大学から提出された自己評価書から転載）

<序>

学校法人大妻学院寄附行為の前文において、その目的は、「廉恥報恩を基調とする徳操を涵養し、時代の進運に適応すべき学芸を授け、有為な社会人たらしめること」と明示しており、これは本学の建学の精神でもある。

この精神は、象徴的に大妻女子大学及び大妻女子大学短期大学部（以下「本学」という。）の校訓「恥を知れ」に凝縮されて広く人々に知られるところとなった。この校訓の意味するところは、「汝自身を知れ」ということでもあり、高次の人間存在の理念に照らして自らを省みる「自己の至らなさに恥じよ」ということでもある。

本学教職員及び学生は、日頃からこのような省察を是とする姿勢を培い、高等教育機関として、随時、組織創生の環境整備に努めており、ここに建学の精神の実践がある。

この建学の精神を礎とする教育理念は、古くは良妻賢母として表現され、その言葉の固定概念のままに本学のイメージの一端として定着してきた。しかし、時代が女性に対してより多様で多面的な生き方を求めていることは言うまでもなく、そのため本学は、常に迎えようとする新しい時代における女性の在り方を模索し、その教育の先駆としての役割を果たしつつ現在に至っている。

さらに今後は、新たな時代の女子教育の在り方として、学祖大妻コタカの建学のことばに新たな息吹を与えることができるように、どの分野においても自ら啓発し、真に自立した女性の人間形成への努力こそが、本学における現代的な教育目標である。

このような建学の精神及び教育の理念、さらには教育目標の実現と達成に向けて、教員は教育研究に精進し、職員は教員と一体となって本学の運営に不可欠な業務の遂行に努めている。

<総論>大妻学院の教育理念

大妻学院は、平成 20 年に創立 100 周年を迎える。そのような本学 100 年の教育精神は、「徳育重視の一貫教育」であった。学祖大妻コタカは、この教育哲学を私塾の教育精神として、さらに私学経営、女子高等教育の拠点として創設した女子大学の教育理念とした。

昭和 23 年 4 月、戦後転換期の大妻学院は大学設置認可申請書を時の文部大臣森戸辰男宛に提出し、新制大学が認可がされた。

昭和 23 年 7 月 25 日に定められた「大妻女子大学設置要項」の「一、目的および使命」には、次のように述べられている。「本大学は、教育基本法に則り、学校教育法の定める所に従い、広く知識を授けると共に深く学芸を教授研究し、応用的能力の展開を期し人格の完成に努め、心身共に健全な女性を育成することを目的とする。新日本建設に於ける婦人の任務は重大である。今や日本の婦人は何時までもお台所にくすぶって居る良妻賢母一本で安閑とすることは許されない。男子と共に文化国家を担う婦人は速やかに高度な文化を吸収研磨して、その地歩を高め、まず、生活を科学化能率化して、経済的にも社会的にも政治的にも進出し、民主日本の新環境にふさわしい実力を養ってこそ、始めて人類の文化に寄与し世界平和に貢献し得る所以であらう。本大学は大学設置基準に基づいて設立しこの使命達成の為に努力する。」

昭和 24 年 3 月 25 日、本学は、文部省から家政学部食物学科・被服学科・家庭理学科の設置認可を受けた。さらに、昭和 25 年 3 月 14 日には短期大学部の設立認可を受け、家政科第一部および第二部が誕生している。戦後の学制改革とともに、女子高等教育機関としての実質的なスタートと言える。私塾からここまで発展することのできた本学院は、学祖大妻コタカの女子教育に対する誠実で情熱的な実践の轍の上を、着実に、そして先見的に歩んできたのである。

1. 大妻女子大学短期大学部及び大妻女子大学の理念

本学は、教育基本法及び学校教育法の精神に則り、一には、その伝統を基とした生活・実践・研究の統合的な知の継承を図り、二には、時代を先見しながら、その要請に応えつつ不断の改革を目ざし、女子教育に相応しい総合大学としての高等教育・研究の拠点であることを目指している。ともすると伝統が固陋な体制の保持に傾斜しがちであるが、本学は、いくたびかその試練を克服してきた。私塾として声をあげた女子教育の実践は、着実にその実績を固めつつ、戦後の学制改革を期に、女子高等教育の府としての新たなスタートを切ったのである。

大妻家の家訓である生活作法としての「恥を知れ」を基にして、私塾としての女子教育では、実践者の知としての「恥」を掲げ、さらに私立大学としての女子高等教育においては、専門の知としての「恥」を建学の精神として、教育・研究の精神的礎にしたのである。100 年を経ようとする本学の歴史の歩みは、このように校訓「恥を知れ」の意味づけ自体を深めて、常にその時代とその将来を見据えて、女子教育の在りようとして「自らを律する」ところに一貫した教育の理念をおいている。時代の要請に応えて、女子の人間形成および自己実現を果たせるように学修の支援を行ってきた。良き伝統と革新をバランスよく保ちつつ、現在では、本短期大学部のほか、5 学部、4 研究科を擁する女子教育の総合大学として、健全な運営を続けている。

2. 大妻女子大学短期大学部及び大妻女子大学の使命

本学は、学祖大妻コタカが創設した我が国における女子高等教育の機関として、明治 41 年（1908 年）に源を発し、以来 100 周年を迎える伝統を有し、これを誇りとしている。当時は、女子が高い教育を受けること、ましてや職業婦人として、社会に出て働くことなどは容易に実現できるものではなかった。しかし、女子も自ら学び、社会に貢献できる力を身につけ、その力を広く世の中で発揮していくことが、女性の自立につながるという学祖の確信を継承して、現在も努力が続けられている。その使命に適う教育課程の編成は不断に検討され、改善されてきた。

(1) 女子教育の伝統を基にした総合的な人間教育

その教育の目的である「女子の実学を身につけた生活者の育成」という重要な役割を達成するためには、社会の構成員としての自覚を持ち、相互貢献を目ざした人間教育が重要となる。

(2) 女性の専門職の育成教育

さらに、女子として社会に進出して積極的に指導的な役割を果たす専門職者の育成を果たすべく、それぞれの分野の学芸の修得に自信をもたせ、さらなる教育・研究に取り組む力を養成することが使命となっている。

(3) 女子高等教育の後継者育成

女性の高学歴化は、将来の社会が求めるものであるとの認識に基づき、大学院修士課程、博士後期課程を設置して、女子高等教育の後継者の育成を図っている。

(4) 地域との連携における研究中枢的役割及び指導的人材の養成と社会参加

地域との連携を図ってその地域における研究上の中核的な役割を果たし、必要なニーズに応じて学生が教員と子ども地域活動に参加すると同時に、指導的な役割を果たせる人材の養成を図る。

iii 自己評価の概要（対象短期大学から提出された自己評価書から転載）

基準 1 短期大学の目的

本学の建学の理念と基本的な方針は、大妻学院寄附行為の前文に「廉恥報恩を基調とする徳操を涵養し、時代の進運に適応すべき学芸を授け、有為な社会人たらしめること」と明示され、本学の目的は、学則第1条に「本短期大学部は女子に対し広く一般教育を施すと共に専門的な学芸を教授し、高い教養と職業及び实际生活に必要な能力を有する人材を育成することを目的とする」と明示している。

この学則第1条に定められた目的に基づき、学生の倫理的、感性的、論理的能力を向上させることで、社会人としての人格を形成し、自らの人生の意味、目的を発見できるように支援している。

「学校法人大妻学院設立の目的」の銘板もキャンパス入口付近にあり、教職員・学生は日常で目にしている。さらに、大妻コタカ、良馬の著作や大妻コタカの生前の生活姿勢に接する機会も設けられている。また、大妻コタカの著書「ごもくめし」のCDを教職員・学生に配布し、ホームページに公開するなど、教育理念の周知を図っている。

校訓「恥を知れ」は、本学の教育理念の象徴として学生バッジの校章の裏にも刻み、大妻コタカが「これはあくまでも自分に対して言うこと」との戒めであることが学内に膾炙し伝統として根付いている。

家政及び文学の両分野で、高度な知識と総合性を涵養し、家庭人としても職業人としても活躍できる新時代の社会人として、女性の視点を活かし、豊かな社会づくりに参画する意欲と能力の養成を教育目的としている。

基準 2 教育研究組織（実施体制）

本学は、家政科・国文科・英文科の3学科からなり、家政科には家政専攻と食物栄養専攻を置いている。家政科家政専攻は、現代社会に即応できる幅広い知識や専門的・実践的知識および技術や応用力を身につけることで教養を高めるとともに、生活マナーの実践を通して、知性豊かな人材を育てることを目的とする専攻である。家政科食物栄養専攻は、食と栄養の専門家である栄養士の育成を目的とし、食や健康に関わる知識と技術を身につけ、健康づくりに貢献できる専門的知識を持った人材の育成を目的とする専攻である。国文科は、現代を生きる上で必要な情報を自分の力で獲得し、それを論理的に分析できる能力、確かな日本語能力を身につけるとともに、人間の生き方を学び、人間性豊かな社会人として国際化する現代社会で活躍できる人材の育成を目的とする学科である。英文科は、英語による表現能力を高め、英米を始めとした世界の文化に深い関心を持って日本の将来を考え、自分の主張を組み立て、それを英語を通して、21世紀の世界に向かって発信している人材の育成を目的とする学科である。

また、全学科において教養教育の円滑な実施を図るために、短期大学部教養教育委員会を設置し、併設大学を含む大妻女子大学教養教育委員会と連携をとりながら運営している。教養教育は、「Ⅰ思想・芸術」「Ⅱ国際社会」「Ⅲ人間と社会」「Ⅳ自然の理解」「Ⅴ情報処理」「Ⅵ外国語」「Ⅶ体育・スポーツ」の7区分からなり、原則として各区分に専任教員を配置するよう努め、非常勤講師とともに、教養教育の実現を図っている。

本学では、全学的なセンターとして、情報メディアセンター及び生活科学資料館を設置し、多彩な分野にわたる学科の教育研究に貢献している。情報メディアセンターは、学習支援部門、教材制作部門、計算機部門の3部門を設置し、視聴覚機器・メディアを利用した授業、学習等、全学的な情報処理教育に対する支援を行っている。生活科学資料館は、資料の保存、特別展の運営などを行っており、収集した資料の研究及びその成果の発表をするなどして、教育研究目的を達成する上で適切な役割を果たしている。

教授会は、「教授会規則」に則り、月1回の定例教授会を開催し、教育研究の遂行に必要な重要事項の全てにおいて実質的に広く議論がなされ、意思決定機関として機能している。教授会には構成員の他、慣行として学長及び副学長が陪席しているが、それぞれ併設大学と兼務しているため、求められたときには意見を交換し、

法人及び併設大学の各学部教授会との意思疎通の円滑化が図られている。

さらには教務全般に関する検討を行うために短期大学部における教務委員会を設置し、併設大学を含む大妻女子大学教務委員会と連携をとりながら、教育課程及び教育方法等を検討する体制を整えている。

基準 3 教員及び教育支援者

教員組織編制は、短期大学設置基準等の法令に準拠した上で、カリキュラム本位に行うことを基本方針として各学科のバランスを崩さないよう調和維持が保たれている。専任教員は短期大学設置基準に定められた必要人数 31 人に対し 32 人であり、専門知識と能力を備えた専任教員を適正に配置している。また、英語教科の教育研究の活性化のために、外国人教員は専任 1 人、非常勤講師 3 人を配置している。

専任教員の採用に際しては、公募制、任期制を取り入れ、「大妻女子大学短期大学部教員の採用及び昇任に関する選考基準」、「大妻女子大学短期大学部教員の採用及び昇任の選考に関する手続（内規）」によって実施している。採用・昇任の選考に際しては、書類及び面接時にそれまでの教育上の経歴及び教育に対する見解を確認している。また、昇任に際しては、各学科及び人事委員会での審査において、それまでの研究業績に加えて教育上の経歴確認等が行なわれている。

教員組織の活動を活性化するための措置として、学内諸学会を組織し、助成すると同時に、国内・国外研修支援、個人研究図書費・学会出張旅費支給、大妻コタカ学術奨励補助金の制度があげられる。

教員の教育活動に関する評価に際しては F D 委員会が組織され、前期・後期に行われる学生による授業評価の実施、授業公開の設定、F D 講演会の設定を行っており、それらの活動を「F D 活動報告書」にまとめている。この報告書は、専任・非常勤の教員全員に配付するとともに、教員室・図書館に架蔵し公開している。短期大学部の学生はもとより、全学の学生及び教職員に公開し、結果について周知している。なお、授業評価は、専任及び非常勤講師の全員を対象として実施し、その結果を担当教員にフィードバックするなど、改善のためのシステムが整っており、適切な取組が行われている。

教育の目的を達成するための基礎として、カリキュラムには、家政学・国文学・英文学に関連した幅広い分野を扱う多様な科目が開講されており、これらの科目は関連分野を専門とする教員が担当し、研究活動は学内及び学外における学会において、活発に展開されている。教員の研究は、毎年度、家政科所属教員は、大妻女子大学家政系研究紀要に、国文科と英文科教員は、大妻女子大学紀要一文系一に掲載され、また、「大妻国文」（大妻女子大学国文学会発行）、「OTSUMA REVIEW」（大妻女子大学英文学会発行）の学内学会誌にも研究成果が掲載され、教育内容等と関連する研究活動が確認できる。

教育課程を遂行するための支援者として、図書館、情報メディアセンター、事務局による事務職員組織の他、助手・T A がそれぞれ適切に配置され、教員の教育支援及び学生の学習支援にあたっている。

基準 4 学生の受入

本学の教育理念に沿ったアドミッション・ポリシーは、家政科・国文科・英文科においてそれぞれ明確に定められ、「総合ガイド」「短期大学部ガイド」及び本学ホームページに掲載され、広く公表し周知している。

本学では、各学科・専攻ともアドミッション・ポリシーに沿って、A O 入試、公募推薦入試、同窓生子女推薦入試、指定校推薦入試、一般入試 A 方式及び一般入試 B 方式（大学入試センター試験利用）等の多様な入学方法を選択方法を導入している。また、特徴的な選抜を行う A O 入試や同窓生子女推薦入試においては、その選抜方法の趣旨が明確に定められており、このことは募集要項で公表、周知している。

入試の実施体制は、入試委員会やアドミッションオフィスを中心に遺漏が無いよう実施されている。書類審査方法や当日の役務（面接・試験監督・誘導等）は実施方法がマニュアル化されており、一般入試や推薦入試など規模が大きく複雑な入試の実施に際しては、事前に説明会を開催するなどして適切な実施が行われるよう

努めている。さらに、一般入試の作問では、作問者とは別に査読者を設け出題ミスの防止を図り、面接は複数人で実施するなど万全を期す体制を整え、公正に実施している。

入学者選抜方法に関しては、利用した入試の種類と入学後の成績との関連について、成績追跡調査を実施して検証を行い、入学者選抜施策委員会に改善案を提案するシステムを構築し、選抜方法の改善に利用している。一般入試A方式においては問題ごとに正解者数を集計し、作問等における見直しの材料としている他、入試結果についての様々なデータは各学科や入試委員会、教授会、大妻女子大学入学者選抜施策委員会において検討されている。

本学過去5年間の入学定員充足率の平均は、1.16倍であり、若干超過傾向ではあるが、少人数で多様な授業が進められるように十分な開講コマ数が用意されており、教育・研究に支障はなく、食物栄養専攻における入学定員超過の際には、クラス編成を1クラス増加し、全授業のコマ数を1クラス分増やすなどの緊急対策をとった。

基準5 教育内容及び方法

本学では、関連諸法令等及び本学の教育目的に基づいて各学科・専攻の教育課程を編成しており、女性の自立する力を育成するための教養教育と専門教育がバランスよく配置されている。

教養科目は幅広い教養と豊かな人間性を備え、現代社会の中での的確な判断力をもって行動できる資質を養うことを目的とし、専門科目は、それぞれの学科・専攻の教育理念を達成するため、諸課程科目はその目的に応じて資格取得に必要な科目を設けている。教養科目、専門科目及び諸課程科目とも講義、演習、実習・実験・実技等の科目、必修科目、選択必修科目及び選択科目を設置し、それぞれの学科・専攻の目的に応じてバランス良く教育を実施している。教養科目及び専門科目の履修には、1年次・2年次における履修登録単位数の上限を設定するとともに、標準履修単位数を設定し、単位の実質化を図っている。

専門科目を中心に担当教員の研究分野を前提としている授業科目が多く、それぞれの科目の基礎となる研究成果を反映した教材（テキスト）や参考文献が用いられている。

学生のニーズや学術研究の動向に対応するため、併設大学との単位互換、他学科履修、入学前に修得した単位の認定、短期海外留学及び海外研修プログラムによる単位の認定、大学以外の教育施設等における学修に対する単位認定等を実施している。

授業時間数については、短期大学設置基準等の法令に則し、半期15週を確保するため、在学生はガイダンスを3月から実施し、新入生には事前にガイダンス資料を送付しておくなどの措置がとられている。また、学習成果を確認するため、GPA制度が導入され、学習指導に役立てている。

授業形態の組み合わせは、各学科で工夫されており、家政科では実験・実習・演習科目が重点的に配置され、国文科や英文科では、少人数教育による卒業研究ゼミ、対話・討論型授業、情報機器活用による授業が展開されている。多人数の講義授業においては、DVDやビデオ等の視聴覚教材を用いたり、パソコンによる授業を実施する等、情報機器が有効に活用されている。

シラバスには、授業のねらい、授業内容とスケジュール、評価の方法、教科書・参考書、その他履修に際しての注意事項等の他、オフィスアワーの設定時間を記載している。さらに、シラバスWebシステムを導入し、インターネットでその内容を確認できる他、担当教員が授業の進行状況や受講している学生への指示を随時書き加えられるようになっている。

学生の自主学習施設は、図書館、情報処理自習室、情報処理教室がある。図書館の開館時間は、平日が9時から19時まで、土曜日が17時までとなっている。情報処理自習室については、平日19時まで、土曜日が17時まで開放しており、学生が自由に利用できるようになっている。また、情報処理教室でも授業が実施されていない時間に学生が自由に利用できる体制を整えている。この他インターネットの利用が可能なパソコンが学

生の集まりやすい場所に多数設置されており、本学図書館、国会図書館、NACSIS 等へのアクセスを容易にしている。

また、基礎学力不足の学生へ補完教育として、課外英語力強化プログラムと課外パソコン講習を実施し、英文科では、入学時の到達度が異なるため、基礎科目及び英語Ⅰを少人数制の習熟度別クラス編成にして対応している。

組織的な自主学習体制として、オフィスアワーの設定の他、各クラスにクラス指導主任、家政科では助手による副担任も配置され、自主学習の援助、基礎学力不足の学生への助言等、細かな学生指導ができる環境が整えられている。

成績評価基準、卒業認定基準については、学則等に基づき実施しており、その内容は学生に配付される履修ガイドに掲載し、わかりにくいと想定される事項についてはQ&Aを付している。また、ガイダンスにおいて履修登録手順とともに学業成績や卒業要件について周知している。

多くの科目においては定期試験の成績、授業課題の成績、出席状況により総合的に評価され、「S」「A」「B」「C」「D」の5段階で評価し、単位を与えている。成績評価等の正確さを担保するための措置として、成績評価の公平性についての検証をFD活動の一環として実施する他、各学科において同一科目の担当者間で協議がなされ、さらに、学生から成績評価に関する申し立てを受けるシステムがある。

基準6 教育の成果

短期大学として、その目的に沿った形で、教養教育、専門教育等において、学生が身に付ける学力、資質・能力や養成しようとする人材像等についての方針が明らかにされており、それぞれの学科・専攻によって、総合ガイド、短期大学部ガイド及び各学科のホームページで公表し周知している。その達成状況については、FD委員会が中心となり、学生による授業評価、卒業生によるアンケート調査等によって適切に検証し評価する取組がなされ、機能している。

学生による授業評価、卒業時の「満足度調査」等の結果が、全体的に満足度の高いことなどから、十分な教育の成果・効果が上がっていると言える。

就職決定者は、希望者に対して、平成18年度は92.6%であり、全国平均の94.3%とほぼ同等の決定率となっている。就職先は多種多様であるが、教育の成果と伝統を活かし、優良企業等に就職している卒業生が多い。また、四年制大学への編入及び専門学校への進学は、平成18年度は96名で卒業生の12.7%であり、短期大学部を卒業後、更なる高等教育や幅広い技術修得へと向かっている。

また、入学生が卒業する割合は毎年90%以上であることや、衣料管理士受験者は全員合格、フードスペシャリストの合格率は90%以上、食物栄養専攻では、単位取得・進級・卒業の状況がほぼ100%であり、卒業生全員が栄養士の免許を取得していることから、十分な教育の成果や効果があると言える。

卒業生アンケートの回収率は低いものの、在学中に取得した資格が役立っていることや資格を活かした職に就けたといった回答が6割を占め、在学中に取得した資格を活用していることが理解でき、今後も時代のニーズに対応した資格の取得を継続的に支援していくことが重要であると再認識するところである。また、就職未決定者については卒業後も就職活動への支援を行っている。

以上、一層の教育の質の向上を図るため、授業評価、満足度調査、卒業生アンケート、就職先への意見聴取などによって、教育の成果を継続的に検証する取組を進めている。

基準7 学生支援等

学生の学習支援に関しては、各年度の授業開始前のガイダンス期間に学科・専攻・学年・クラス別に、建学の理念、カリキュラムの内容、学習目標、履修方法等について、教務委員、クラス指導主任、教育・学生支援

センター職員から適切な指導が行われている。授業開始後の学習支援については、大妻 Web メールなどを利用して、クラス指導主任、学科の助手、教育・学生支援センター職員が個別に対応しているほか、各教員が設けているオフィスアワーにより適切に支援している。

学生の多様な意見を汲み上げるため、昭和 56 年から実施している学友会主催のリーダーズキャンプに教職員も毎年参加し学生との意見交換を行ったり、学長と各キャンパスの学友会長との懇談会を平成 3 年から毎年実施している。また、学生のニーズを把握するため、学生生活実態調査を実施し、その結果を学生支援に反映させている。

学生の自主的な学習を支援するため、ラウンジ、自習室、情報処理実習室等にパソコンを 380 台以上設置し、学生がインターネット検索や論文作成などに自由に利用できるような環境を整えているとともに、図書館や情報メディアセンターなど、学生が自学自習を行う場所も設置され十分に活用されている。課外活動への支援は、顧問教員を置くほか、各課外活動団体へ活動場所の提供、活動に対する助成金を交付している。学生委員会、学生支援グループの教職員が、学友会、文化部・体育部連絡協議会と情報・意見交換会を実施して、課外活動がスムーズに行えるよう助言するとともに、体育祭・文化祭等学生主催の行事の運営、準備、実施を支援している。

学生生活への支援については、健康センター、学生相談センターを設置し、学生の様々な心と体の悩みの相談に対応できる体制を整えている。特に学生相談室に隣接して学生談話室を設け、悩みを持っている学生に対してカウンセラーが適切にアドバイスしている。また、クラス指導主任と学生との懇談会を実施している。

就職支援に関しては、キャリア支援センターを設置し、専任職員による窓口相談を常時実施するとともに、キャリア支援講座、各種就職対策講座を入学直後から実施するなど、学生生活に関する必要な相談・助言体制は整備され、機能している。

経済面の支援については、本学独自の奨学金制度を設けているほか、日本学生支援機構や各種民間団体の奨学金を推奨し、全学生の約 2 割が奨学金の貸与若しくは給付を受けている。また、災害等の被災を受けた学生、私費外国人留学生に対しては、学費の減免を行い、支援をしている。

学寮については、希望する学生は全員入寮ができる体制を整えている。

以上のことから、履修指導、相談・助言体制等の学習支援、課外活動等に対する支援、生活、経済援助等に関する相談・助言、支援及び就職やキャリアアップに関する相談・助言、支援は適切に行われており、学習環境は整備され機能している。

基準 8 施設・設備

本学の校地面積は設置基準の約 3 倍、校舎面積は設置基準の約 2 倍あり、基準を上回っている。教育・研究の施設・設備については、講義・演習室の半数以上に視聴覚関係機器を設置、家政科で利用する実験・実習室の施設・設備や語学教育、情報処理教育で利用する C A L L 教室、情報処理教室など多様な方法で授業ができるよう施設・設備を整えている。また、自習室、図書館、体育施設、研究室、学生寮なども完備されるなど、本学の教育・研究の目標達成に必要かつ十分な施設・設備は整備され、有効に活用されている。さらには、施設のバリアフリー化にも取り組み始めている。

情報ネットワークは、短期大学部及び大学全体に跨るシステムが構築され、全学生・教職員は大学から与えられたアカウントにより、研究室、情報処理関係施設、自習室、図書館などのコンピュータを自由に利用し、教育、研究、授業、自学自習に活用している。各施設・設備の利用については、学生・教職員に配布している各種冊子・パンフレット・利用の手引きなどで説明がされており、運用に関する規程についてもホームページに掲載するなど、構成員に周知されている。

図書館については、自学自習のため施設・設備が整えられているとともに、専門図書、学術雑誌、教養・学

習用資料、視聴覚資料等が系統的に整備されている。また、Web 版の蔵書目録により、自宅・研究室等からでも短期大学部のある千代田キャンパスはもちろん多摩キャンパス及び狭山台キャンパスの資料を検索できるなどの環境により有効に活用されている。

基準 9 教育の質の向上及び改善のためのシステム

教育活動の状況に関わるデータは、個々の教員や教育支援グループにより蓄積されている。さらに、学生による授業評価は「FD活動報告書」にまとめられており、教育活動の状況を示すデータが蓄積されている。

学生の意見聴取に関しては、「学生による授業に関するアンケート」、「満足度調査」が定期的に行われており、クラス指導主任制、オフィスアワーも設置されており、そうしたデータに基づいて全学的な授業改善システム等の取組が図られている。その体制の中で、携帯電話情報サービス（スマートフォン）の導入、履修結果等の Web メール配信、受講登録者数の制限による受講生数の適正化、視聴覚機器設備のある教室の拡充、パソコンの増設、自習室の充実、図書館の利便性の向上等、学生や時代のニーズを踏まえた教育体制の整備に努めており、教育の状況に関する自己点検・評価に適切な形で反映されている。

学外関係者の意見を反映させるため、年 2 回、父母・教員懇談会を開催し、授業・学生生活・就職・寮関係の相談・意見・要望等を得る機会を設けている。また、年 1 回、専任教員と非常勤講師との授業担当者懇談会及び懇親会を開催し授業改善などの協議をしている。

授業内容、教材等の改善については、個々の教員が学生からの評価結果に基づいて、改善を施し、授業内容の向上、教材の選択、教授技術等に関する改善策を具体化する努力がされている。

FD に基づく全学的な教育改善の統一を図るため、全学 FD 委員会、短期大学部 FD 委員会、教務委員会、教養教育委員会、教育・学生支援センターが連携をとりながら教育の推進を図っている。

教育支援者や教育補助者に対する取組として、学長の FD 講演会をはじめ、学内外の講師を招いた講演会への参加を促すなど啓発に努めている。

基準 10 財務

財務については、過去からの堅実な運営基盤に立ち、引き続き堅調な内容で推移している。

従来より、適切な収支に係る計画等が策定され、関係者に明示され、それらに沿った適正な財務運用が行われている。また、監査法人や監事との緊密な連携により、財務の適正さを担保するとともに、学校法人会計基準の変更など大学を取り巻く諸情勢にも柔軟に対応している。

学校法人の高い公共性を認識し、決算資料などの開示を行っている。千鳥会報や本学ホームページに掲載し、積極的な財務内容の説明責任を果たすことにより、在学生やその父母等関係者の理解と協力が得られている。

学生生徒等納付金は、現状安定的に確保できているが、それ以外の外部資金の導入には目立った実績は見られない。

基準 11 管理運営

本学の管理運営の体制について、法人部門における組織と教学部門における組織は密接に連携しており、各部署はそれぞれの業務の責任を果たしており、法人全体としての組織運営は適切かつ円滑に行われていると考えられる。

教員組織では、定例の教授会が毎月（除 8、9 月）開催され、その下部組織として設置されている各種委員会が具体的課題を取り上げ、検討している。教授会はもとより、それぞれの委員会には、事務局担当グループの職員が陪席し、議事要録の作成、その他庶務を掌っている。

本学の特徴としては、学長及び副学長が教授会に陪席するとともに、併設大学の各教授会に陪席しており、

大妻女子大学短期大学部

大学運営の機動性を確保しており、理事長、学長、副学長、常任理事、事務局長で構成されている日々の執行機関である常任理事会で、効果的な意思決定が行える組織となっている。

管理面と連携して、理事である短期大学部長、副学長、大学の各学部長、事務局長とで構成されている企画整備作業部会は月2回程度開催されており、学内外のニーズを把握し、理事長・学長からの諮問を受け、経営戦略観点を含めながら、適切な形で管理運営に反映されている。

また、短大の教育研究水準の向上に資するため、短大の教育研究、組織及び運営並びに施設・設備などの状況についての点検・評価に取り組み、管理運営体制は社会に対しての責任を果たしていると考えているが、今後は外部の評価結果を形式的な成果に終わらせないよう、積極的にフィードバックしていくシステムの構築に繋がりたいと考えている。

iv 自己評価書等

対象短期大学から提出された自己評価書本文については、機構ウェブサイト（評価事業）に掲載しておりますのでご参照下さい。

なお、自己評価書の別添として提出された資料の一覧については、次ページ以降の「v 自己評価書に添付された資料一覧」をご参照下さい。

機構ホームページ <http://www.niad.ac.jp/>

自己評価書 http://www.niad.ac.jp/sub_hyouka/ninsyou/hyoukahou200803/tandai/jiko_otsumajoshi_t200803.pdf

v 自己評価書に添付された資料一覧

基 準	資料番号	根拠資料・データ名
基準1	1-1-①-1	総合ガイド2007
	1-2-①-1	履修ガイド2007 短期大学部
	1-2-①-2	「ごもくめし」CD
	1-2-②-1	短期大学部ガイド2007
	1-2-②-2	「千鳥会報」(父母の会 会報)
基準3	3-2-②-1	平成18年度 F D活動報告書
	3-3-①-1	大妻女子大学家政系研究紀要
	〃	大妻女子大学紀要－文系－
	〃	大妻国文(学会誌)
	〃	OTSUMA REVIEW(学会誌)
基準4	4-2-①-1	平成19年度 学生募集要項 [アドミッション・オフィス入試]
	4-2-①-2	平成19年度 学生募集要項 [公募推薦入試 同窓会員子女推薦入試]
	4-2-①-3	平成19年度 学生募集要項 [指定校推薦入試]
	4-2-①-4	平成19年度 学生募集要項 [一般入試A方式 B方式]、
	4-2-①-5	平成17, 18, 19年度 公募推薦入試問題
	4-2-①-6	アドミッション・ポリシーに基づいた面接における評価項目
	4-2-③-1	入学者選抜試験実施マニュアル
	4-2-④-1	大学入学後の成績との関連を調査した追跡調査
	4-2-④-2	入学者選抜施策委員会議事要録(平成16年度第1回、第2回)
基準5	5-1-③-1	授業内容 SYLLABUS 平成19年度 大妻女子大学短期大学部
	5-1-③-2	研究成果を反映したテキスト
基準6	6-1-④-1	就職の手引き「統計編」JUMP UP 2007
	6-1-⑤-1	卒業生による大学評価2006 アンケート結果報告
	6-1-⑤-2	平成18年度 企業から見た本学及び本学卒業生についてのアンケート結果
基準7	7-1-①-1	平成19年度 授業時間割表
	7-1-③-1	平成18年度 学生生活実態調査結果
	7-2-②-1	平成19年度 課外活動のすすめ
	7-2-②-2	平成19年度 学生生活の手引き
	7-3-①-1	平成18年度 健康センター活動報告
	7-3-①-2	平成18年度 学生相談センター活動報告
	7-3-②-1	平成18年度 寮生活についてのアンケート結果
基準8	8-1-①-1	校地面積一覧
	8-1-①-2	校舎面積一覧
	8-1-①-3	施設関係面積一覧
	8-1-②-1	コタカネット構成図
	8-2-①-1	蔵書構成と利用実績

	8-2-①-2	図書館利用指導のご案内
基準 9	9-1-①-1	平成 19 年度 出講一覧
	9-1-①-2	平成 18 年度 休講状況報告
	9-1-①-3	具体的な授業内容を示すデータ
	9-1-③-1	「ふるさと」(同窓会誌)
	9-1-③-2	平成 19 年度 授業担当者懇談会関係資料
	9-2-②-1	授業評価結果の推移 (教育・学生支援センター集計)
基準 10	10-1-①-1	過去 5 年間の貸借対照表
	10-1-①-2	過去 5 年間の財産目録
基準 11	11-1-①-1	学校法人大妻学院の事務組織
	11-2-②-1	大妻学院沿革史